

1 消防活動計画

風水害等における被害を軽減するため、次の消防活動対策を図る。

(1) 消防隊の組織

ア 消防隊の組織

佐世保市消防職員及び消防団員をもって消防隊を組織する。

イ 消防隊の組織は第1表のとおりとする。

(2) 消防活動に係る対策

ア 情報収集体制の充実強化

災害発生直後の情報の空白域を解消し、効率的な消防活動等に必要な災害情報の収集を行うため、消防署・消防団の情報体制等の強化を図る。

イ 情報伝達体制の充実強化

収集した災害情報を迅速的確に伝達するため、防災関係機関との連携、充実強化を図る。

ウ 消防活動拠点の整備

消防活動の中核となる消防署所は、消防力の弱い地域及び消防行政需要の増大している地域のうち、原則として浸水想定等区域外に消防署所の適正配置・整備を図る。

エ 消防活動困難区域の解消

災害時の進入道路の状況等により、消防活動が困難となる地域に対し、消防水利、道路の整備等を強く働きかけ、消防活動困難地域の解消を図る。

オ 消防団体制の整備

消防団の活動体制を充実強化し、災害対応能力の向上を図るとともに、消防隊との連携強化を進める。

また、活動の拠点となる格納庫の適正配置化を推進するとともに、老朽化した格納庫の更新整備を図る。

カ 消防水利の整備

既存消防水利の機能維持を図るほか、市街地の進展や地域の火災危険等を考慮し、消防活動に有効な消防水利を整備するとともに、他用途水源の活用など多角的な消防水利の確保を図る。

キ 消防活動体制の整備強化

消防機動力、装備資機材等の充実を図り、地域の特性に応じた消防力を整備、増強するとともに、広域災害に備え他の防災機関との連携を強化し、活動体制の充実を図る。

ク 消防活動基準の整備

風水害等の被害予想に対応した消防活動要領の基準等を整備し、職員の教育訓練を徹底し活動要領の習熟を図る。

ケ 消防車両の整備

消防活動に必要となる消防車両は、車両更新基準に基づき計画的に整備を図る。なお、更新にあたっては、地域の特性及び社会情勢の変化等を考慮する。

コ 消防用資機材の整備

消火、救急、救助活動に必要となる消防用資機材は、地域の特性及び社会情勢の変化等を考慮し、計画的に整備を図る。

(3) 非常招集

消防職員・団員の非常招集は、次により発令する。

- ア 災害が発生し大きな被害がでる恐れがある場合は、事前計画に基づき非番職員の非常招集を行い、消防隊の増強を図る。
- イ 職員は、予め定められた所属部署に参集するものとする。
- ウ 消防団員は、予め定められた分団詰所に参集するものとする。
- エ 災害により、電気、有線通信等が広域にわたって途絶している場合は、第3配備非常招集が発令されたものとする。

(4) 出動計画

ア 出動の種類

消防隊は、災害の規模及び進展等に応じ出動する。また、災害の状況等により特殊車両その他の車両を出動させる必要がある場合には特命出動とする。

- イ 複数の出動要請に消防隊数が不足をきたすときは、災害実態、場所及び人命危険等を勘案して出動事案のトリアージを行う。

(5) 他の機関に関する応援出動要請

災害が著しく拡大し、現有消防力のみでは、消防活動が困難であると判断したときは、応援協定等に基づく市町村長等及び県内消防相互応援隊又は緊急消防援助隊派遣のため都道府県知事等に直ちに応援出動を要請する。

(6) 消防活動

ア 現場指揮本部の設置

災害状況から判断して、消防隊の適切な指揮運用を図るため必要があるときは、現場指揮本部を設置する。現場指揮本部の設置に関する事項は別に定める。なお、現場指揮本部の指揮者は、災害現場全体にわたり、次に掲げる情報収集に努め、その状況を消防対策部に逐次速報する。また、必要に応じて、電気、ガス、水道事業者その他関係機関と連絡を密にし、災害防除の方法を決定するとともに、作業分担等を明確にする。

災害状況から判断して、消防隊の適切な指揮運用を図るため必要があるときは、現場指揮本部を設置する。

(ア) 現場指揮本部は、旗をもって示し、その様式は別に定める。

(イ) 現場指揮本部の指揮者は、災害現場全体にわたる情報収集に努め、その状況を消防対策部に逐次速報する。

- a 災害現場の状況
- b 災害の被害状況
- c 二次災害の危険性
- d 応援隊の要否
- e 死傷者の有無
- f 出動消防隊数及び活動状況
- g その他必要な事項

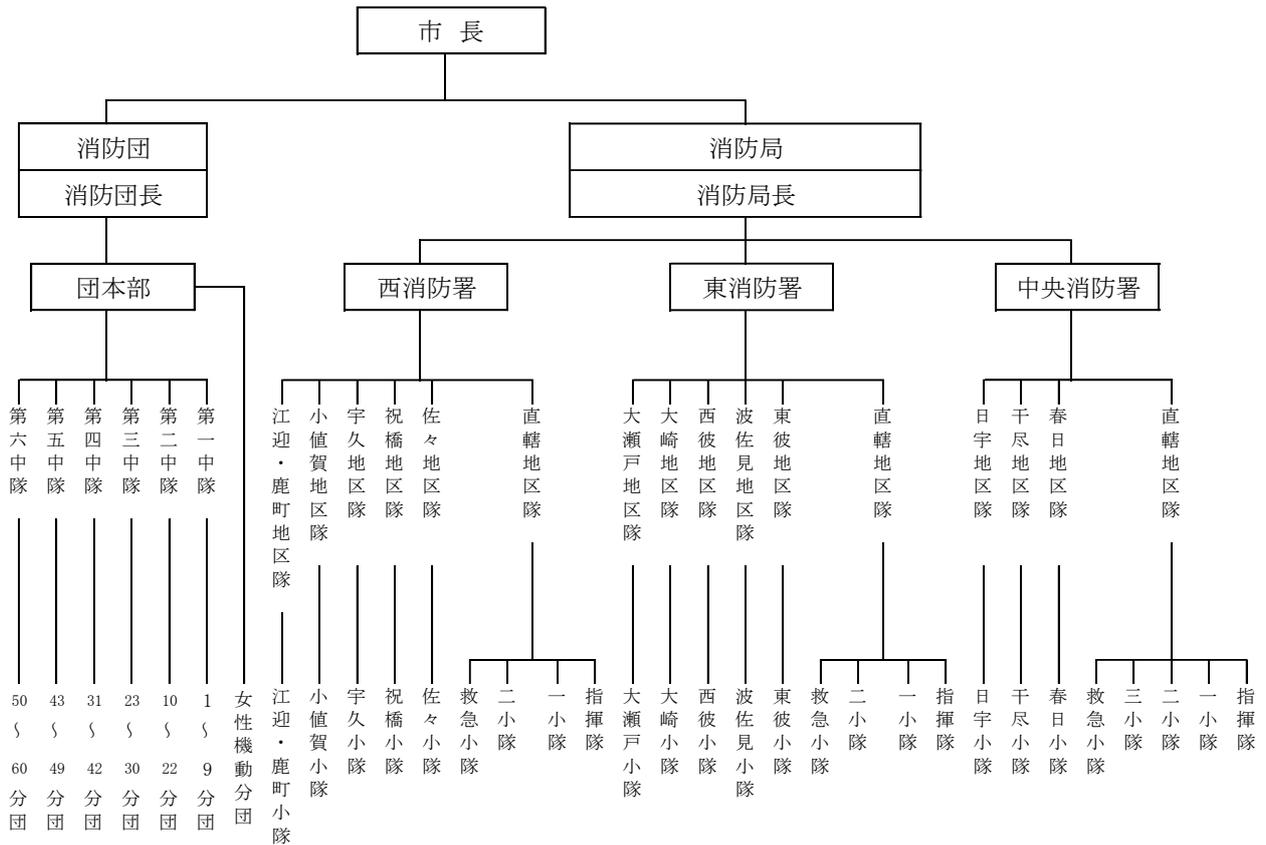
イ 人命救助の優先

各級指揮者は、人命に危険があると認められる災害に対し時機を失せず人命救助を最優先に活動を行う。

ウ 警戒区域等の設定

- (ア) 消防法に定める火災警戒区域及び消防警戒区域、水防法第14条の警戒区域（以下「警戒区域等」という。）の設置は次による。
 - a 警戒区域等の範囲は、災害の規模に応じた適切なものであること。
 - b 警戒区域等の設定を行った時は、関係者以外の者の立ち入りを禁止し若しくは制限し又は退去等の措置をとること。
 - c 警戒区域等の設定の期間は、災害の危険がなくなるまでとする。
 - (イ) 前(ア)の警戒区域等を設定したときは、火気使用の禁止等に関する広報その他必要な措置を講ずる。
 - (ウ) 警戒区域等は、消防活動の円滑、災害拡大防止のため積極的に設定し、警察機関等の協力を最大限に求める。
- エ 資機材の収用等
- 現場指揮本部の指揮者は、災害現場において土地の使用、使用制限その他工作物等の処分等、公用負担の措置をとるときは、消防対策部に速やかにその状況を報告するとともに、必要な措置を実施する。
- オ 避難措置
- 災害の状況により住民の安全確保が困難であると判断されるときは、一時避難の措置をとり、災害対策本部及び警察機関に通報し、避難について協議を行う。
- カ 災害拡大の通報
- 災害の著しい拡大が認められるときは、自己隊の取りえる措置を付加して、状況を消防対策部へ直ちに通報する。
- キ 他機関からの協力
- 排水、給水等の活動について、他機関からの協力要請があったときは、直ちに消防対策部を経由して災害対策本部へ報告し、必要な指示を受ける。
- ただし、緊急の場合で指示を受ける暇がないときは、事後に報告するものとする。
- ク 緊急輸送車両の確認
- 災害応急対策のため緊急輸送等の要務に使用する車両は、災害対策基本法第76条に規定する確認を受け、標章及び確認証明書を備えておく。
- ケ 報告
- 一現場での災害活動を行い又は終了するときは、消防対策部に必ず報告し、活動部隊の行動を明確にする。
- (7) 他機関との協力
- 消防活動時の緊急路の確保、規制道路の必要等に応じ、警察機関、道路管理者と連絡協調を図り、関係協力機関と協定を結ぶ等、緊急措置の充実に推進する。

第1表 消防隊組織表



2 消防災害警備実施計画

消防の警備体制を確立するため、次の措置を図る。

(1) 警備体制の充実

風水害等の状況に応じ、事前に職員の配備を行う。

ア 警戒配備

気象警報が発令され第1配備非常招集がなされるまでの招集（第1段階、第2段階）

イ 第1配備

災害が発生するおそれのある場合又は軽易な災害が発生した場合

ウ 第2配備

局地的な災害又は相当な災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合

エ 第3配備

広域にわたる大きな災害が発生し、又は発生のおそれがある場合

(2) 配備体制の計画

配備体制は、予想される災害規模等に応じ、別に定める。

(3) 配備招集

配備招集は、次の人員を確保する。

ア 第1配備非常招集

情報連絡その他必要な人員を招集する。

イ 第2配備非常招集

アのほか非番職員の半数以上を招集する。

- ウ 第3 配備非常招集
職員の全員を招集する。
 - エ 消防団の招集
風水害等により必要があるときは、次の各号に定めるところにより消防団の招集を行う。
 - (ア) 第1 配備非常招集
各中隊で定める人員枠を目安に、必要な人員を招集する。
 - (イ) 第2 配備非常招集
前号のほか班長以上の団員を全て招集する。
 - (ウ) 第3 配備非常招集
前号のほか、団員全員を招集する。
 - オ 招集の伝達
 - (ア) 招集が発令された場合は、直ちに各課、署、団に一斉伝達（エマコール等）により通知する。
 - (イ) 招集が発令が通知された場合各課、署、消防団等は、有線連絡により、所要の職団員に招集を行う。
 - (ウ) 各職団員は、気象情報に注意し、警備体制が発令されることを予測して自ら連絡を行うようにする。
- (4) 災害危険箇所の把握
災害危険箇所の把握は、次により推進する。
- ア 災害危険地域の調査
災害時における避難誘導、被害の軽減等、災害整備に資するため防災関係機関と協力して、地すべり、がけくずれ、河川、溜め池、ボタ山、海岸等の災害が発生するおそれのある危険箇所を把握する。
 - イ 警備対策事前検討
降雨期、台風期その他必要な場合は、関係機関と警備対策について事前協議を行い警備対策の確立を図る。
 - ウ 資機材の準備
災害用資機材について定期的に点検を行うとともに、災害の発生が予想される時は関係部局と連絡を密にし、水防倉庫の備蓄資機材等の活用を確保を図る。
- (5) 警備実施に関する事項
災害警備は、配備体制に応じ次により行う。
- ア 第1 配備非常体制
第1 配備非常体制をとったときは、おおむね次の各号による。
 - (ア) 情報収集と伝達
 - a 気象台、県市等、関係機関からの気象情報等の収集
 - b 気象情報及びその他の予報、警報等の部内及び関係機関への連絡
 - c 命令、指示事項の伝達の徹底
 - d その他警備実施上必要と認められる事項の報告及び伝達
 - (イ) 警備実施体制の確立
災害の状況に応じ、警備要員の招集、警備隊の編成等警備実施体制の確立を図る。

(ウ) 通信機関の点検整備

災害時における通信連絡の確保を図るため、有線、無線、通信機器等の点検整備を行う。

(エ) 車両及び装備資機材の点検整備

災害警備活動に備えて車両及び災害用装備資機材の点検整備を行う。

イ 第2 配備非常体制

第2 配備非常体制をとったときは、(1)に掲げるほか、おおむね次の各号による。

(ア) 警備要員の招集及び編成配置

第2 配備非常招集を発令し、非番職員の半数以上及び所要の消防団員を招集して警備隊を編成配置する。

(イ) 監視警戒の実施

気象状況及び災害情報等により災害の発生のおそれのある危険地域等に監視警戒員を配置して、特に次の事項について重点的にパトロールを実施して実態の把握につとめる。

- a 河川、海等の水位、潮位の状況
- b 堤防、地すべり、がけくずれ、海岸線等の危険地域の状況
- c 道路、橋梁等消防隊の出動に関係ある状況
- d 災害を被るおそれのある重要施設、建築物等の状況
- e 水防施設の状況
- f その他警備上必要な事項

ウ 第3 配備非常体制

第3 配備非常体制をとったときは(1)及び(2)に掲げるほか、次の各号による。

(ア) 警備要員の招集及び増強編成

第3 配備非常招集を発令し、非番職員の全員及び所要の消防団員を招集して各班警備要員の増強を行い、臨時的部隊編成を行う。

(イ) 警報及び防災信号の伝達

災害の発生のおそれのある場合は法令の規定により発せられる警報及び避難の指示等のため使用される防災に関する信号の伝達は、迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線のサイレンを吹鳴し、又は広報伝達の方法により地域住民に周知徹底を図り、適切な防災措置の実施を図る。

(ウ) 住民の緊急避難

- a 災害が発生するおそれがある場合において、緊急の必要があるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを促す。
- b 避難のため、立ち退くべきことを促そうとする場合においては避難すべき理由、及び必要ある場合はその避難先を示す。
- c 避難のため立ち退きを促そうとするときは、災害対策本部にその旨を報告する。
なお、報告のいとまがないときは事後直ちに報告する。

エ 損壊時の通報

道路、水防施設等の損壊、決壊等が確認された時は、直ちに道路管理者等に通報し、関係機関との連絡協調を確立する。

オ 通信機器の配備

災害時における通信連絡体制の確保を図るため警備実施上重要な地域に移動無線局、

携帯無線機を重点的に配備する。

(6) 災害情報の収集体制の強化

災害警備に必要な情報は、警察機関、気象官署、河川管理者、道路管理者等を通じて収集するほか、相互の支援体制を強化する。

第20節 救急業務計画

【消防局・保健福祉部】

1 目的

この計画は、風水害等による救急事故の発生にともない、救急業務を迅速、円滑に行い、救急体制の強化を確立する。

2 現場指揮本部の設置

- (1) 災害による死傷者の状況から必要があると認めるときは、現場指揮本部を設け消防対策部の任務の一部を行わせることができる。
- (2) 現場指揮本部の編成、組織等は第19節1消防活動計画に準ずる。

3 現場指揮本部の任務

現場指揮本部は、次の措置を行う。

- (1) 被災情報の収集連絡
- (2) 受入れ医療機関の選定
- (3) 消防対策部及び災害対策本部との連絡
- (4) 救急応援部隊の要請連絡
- (5) 救急資機材等の調達要請
- (6) 応急救護所の設置
- (7) その他必要な事項

4 出動救急隊の編成

- (1) 救急隊の編成は、別に定める。
- (2) (1)の救急隊は、災害の状況により非番等の職員を招集して増強する。

5 救急隊の任務

救急隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 医療機関、救護所その他の場所への傷病者の搬送
- (2) 消防対策部及び現場指揮本部への被災状況等の報告
- (3) 応急救護所での応急救護（トリアージ等を含む。）
- (4) その他救急活動上必要な事項

6 消防団の任務

消防団の任務は、次のとおりとする。

- (1) 現場における救急、救助の支援
- (2) 現場の警戒及び避難誘導等
- (3) 災害規模が大きい場合の負傷者搬送
- (4) その他救急活動上必要な事項

7 応援派遣要請

災害の状況により多数の負傷者が発生し、消防機関だけでは対応が困難であると認められるときは、応援協定等に基づく市町村長等及び県内消防相互応援隊又は緊急消防援助隊派遣のため都道府県知事等に直ちに応援出動を要請する。

8 応援派遣要請の通報事項

救急応援を要請するときは、概ね次の事項を通報する。

- (1) 被害の状況、程度及び範囲
- (2) 応援派遣を要する期間
- (3) 応援を必要とする人員、車両、船舶、航空機等の概数
- (4) 応援を希望する区域及び活動の内容
- (5) その他参考事項

9 救急資機材等の調達

第19節の資機材の準備を準用する。

10 救急体制の整備

現場救護、搬送体制等を充実するため、救急隊員の技能管理、救急用資機材の整備、その他救急資機材の改善等を図る。

11 保健福祉部との連携

- (1) 多数の負傷者が生じた場合は、医療機関の協力要請を迅速に行うため、保健福祉部等と連携を密にして病院前救護体制が確立するよう協力体制を構築する。
- (2) 災害による負傷者の発生状況から、救急用資機材等を現場、その他の場所に輸送・供給できる体制を推進する。

12 応急手当普及啓発業務

(1) 普及啓発業務

負傷者（病者を含む）を応急に救護するために必要な知識、技術の普及啓発を効果的に推進する。

(2) 普及啓発業務の指針

普及啓発業務を計画的、効果的に推進するため普及啓発指針を策定し、地域の特性に応じた業務の推進を確立する。

(3) 広報業務

普及啓発業務の効果的推進を図るため、市広報、マスコミ等を活用し、救急に関する広報を行う。

13 救護体制の強化

災害時の応急救護体制を確立するため、医療機関、民間患者搬送事業者、自衛隊救護班等の応急救護機関と定期的な情報交換の機会を設ける。

第21節 自衛隊の災害派遣要請計画

【陸上自衛隊・防災危機管理局】

災害に際し、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の計画である。

1 災害派遣要請の基準

災害に際し、人命又は財産の保護及び災害の応急措置を市の組織等を活用しても、なお、事態を收拾することができない場合又は緊急を要する場合、自衛隊の災害派遣を要請する。

2 派遣要請の要領

(1) 派遣要請方法

ア 市長が自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした文書をもって知事に申し出をする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話等で要請する。この場合、事後手続きとして、速やかに文書を知事に提出する。

イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

ウ 通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(2) 「派遣要請書」記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

3 派遣部隊の受入態勢

(1) 現場に責任者をおき、派遣部隊指揮官と協議して作業の推進をはかる。

(2) 派遣部隊の救援活動が迅速に実施できるよう、作業に必要な資材、器材は災害対策本部で準備する。

(3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の準備をする。

(4) 班は部隊到着後及び必要に応じ、次の事項を県災害対策本部の総務対策班（危機管理課）に報告する。

ア 派遣部隊長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

4 撤収要請

(1) 市長は、災害の救援が、市の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の長と協議し部隊の撤収について文書をもって知事に要請する。

要請はとりあえず電話で行い、事後速やかに撤収要請書を提出する。

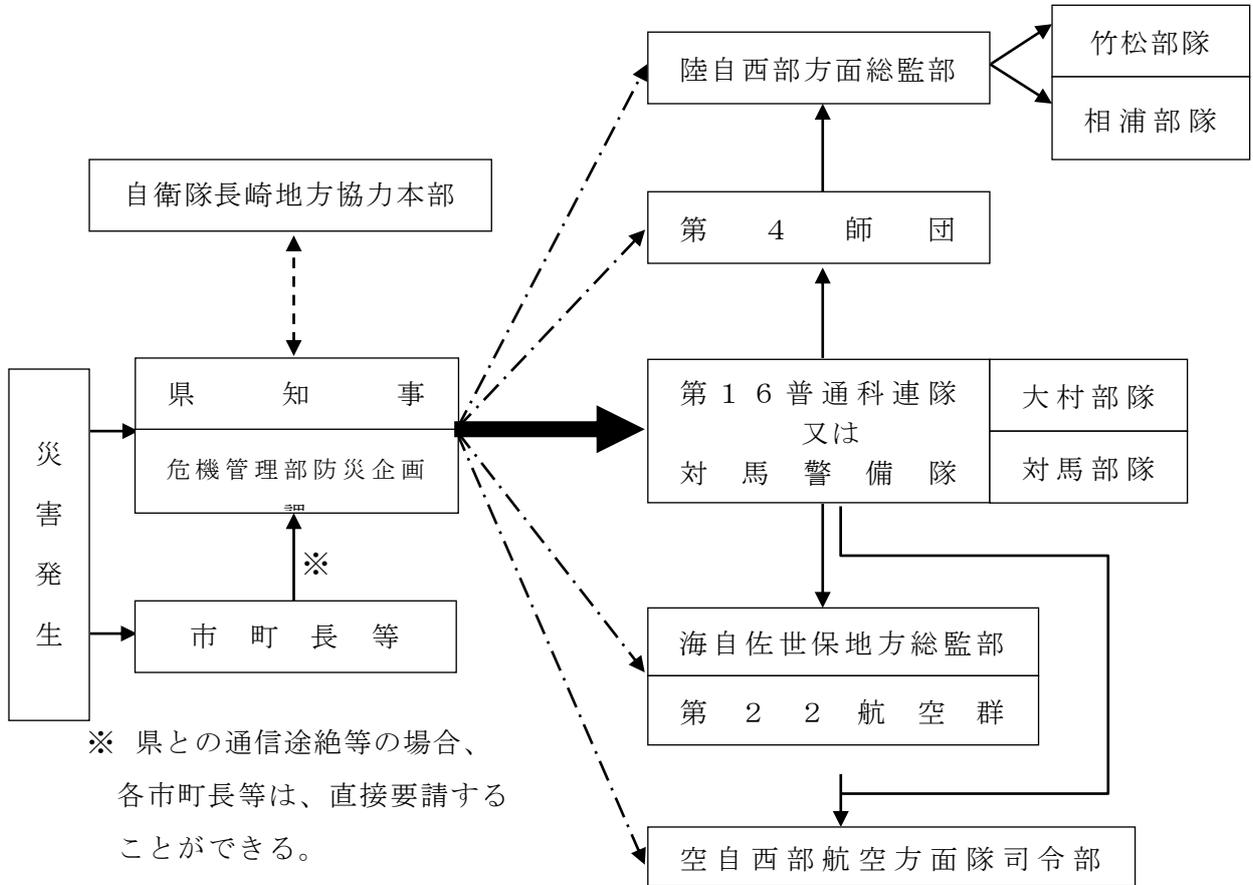
(2) 撤収要請事項

- ア 撤収日時
- イ 撤収要請の事由
- ウ その他

5 自衛隊派遣要請の際の連絡先

区分	所在地（電話）	担当	備考
第16普通科連隊	大村市西乾馬町416 (0957)52-2131	第 3 科 (内 2 3 8)	派遣要請
		第 2 科 (内線226)	情報連絡
		当直司令 (内 2 0 2)	夜間・休日当直
水陸機動団	佐世保市大潟町678 (0956)47-2166	第 3 科 (内2098)	防衛班長
佐世保地方総監部	佐世保市平瀬町 (0956)23-7111	第3幕僚室 (内3222)	
自衛隊長崎地方協力本部	長崎市出島町2-25防衛省合同庁舎内 (095)826-8844	総務課	
第22航空群	大村市今津町9 (0957)52-3131	運用幕僚	

自衛隊派遣要請系統図



※ 県との通信途絶等の場合、各市町長等は、直接要請することができる。

凡例

法令による系統

——→ 県（市町）部隊間の連絡

-----→ 災害の状況に応じ要請

-.-.-.-→

第22節 電力施設災害応急対策計画

【九州電力送配電・九州電力】

電力施設災害応急対策については、九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所・九州電力株式会社佐世保営業センターが主体となり応急対策にあたるものとする。

その具体的事項については、九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所・九州電力株式会社佐世保営業センターの非常災害対策部運営基準によるものとする。

1 目的及び規定区分

この基準は、非常災害対策措置要則（系技則第1号）及び長崎エリア非常災害対策本部運営基準（送配長支則第1号）に基づき、非常災害時における対策活動の円滑な推進を図るため、佐世保配電事業所・営業センター非常災害対策部（以下対策部）の運営に関する細部取扱に定め、非常災害時における対策活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

本規定区分は2社共通規程（九州電力送配電株式会社及び九州電力株式会社に適用）とする。

2 適用の範囲

この基準は、非常災害の発生が予想される場合の事前準備及び対策部設置後の対策部の運営に関して適用する。非常災害とは、次に掲げる事項に伴う大規模な供給支障、発電支障及び主要設備等の被害が予想される場合又は発生した場合に適用する。

- (1) 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震、火山噴火等異常な自然現象
- (2) 災害、爆発、油流出等重大な事故

3 非常災害に関する心得

非常災害対応時は、佐世保配電事業所、営業センターが連携して対策部を組織し、非常災害の予防及び復旧等、電力の安定供給に万全を期すこととする。

- (1) 対策要員は非常災害に当り、いかなる場合においても人身安全の確保を第一義として行動する。
- (2) 対策要員は、社会生活における電気の果たす役割の重要性を認識し、それぞれの任務に応じ、非常災害対策活動に全力を尽くすものとする。
- (3) 対策要員は、非常災害対策活動において相互協力を旨とし、各対策組織及び組織間の応援業務に円滑に当たるものとする。
- (4) 対策要員は、別紙1「非常災害に関する対策要員の行動指針」を念頭におき、行動するものとする。

4 対策組織

4-1 対策組織の名称

機関	対策組織の名称
本店	非常災害対策総本部（総本部）
九電長崎支店／九電送配長崎支社	非常災害対策本部（対策本部）
佐世保配電事業所・営業センター ※	非常災害対策部（対策部）

※対策部には、Q S S 佐世保 S C および Q N X 佐世保営業所を含む

4-2 対策部の構成と役割

- (1) 対策部の構成は、別表 1 「佐世保配電事業所・営業センター非常災害対策部構成表」のとおり、対策部長及び総括班（情報チーム含む）、復旧班、広報班、支援班の 4 班で構成する。
- (2) 各班には班長、必要により副班長をおくものとする。
- (3) 各対策組織の役割は、別表 2（省略）「対策組織の役割」のとおりとする。
- (4) 対策部長及び各班長は、対策活動従事できない場合に備え、職務を代行する者をあらかじめ定めておく。（別表 5 「非常災害対策部設置前及び設置後における各長不在代行一覧表」）

4-3 対策部会議

対策部には、重要な災害対策活動に関する事項を協議するための組織として、災害対策部会議を置く。

対策部会議は対策部長（配電事業所長）及び各班長等〔営業センター長、配電制御グループ長、

託送業務グループ長、運営担当（管理副長）、指令担当（制御副長）、S C 長、営業所長、情報チームリーダー（営業センター副長）〕をもって構成する。

4-4 対策組織の要員

各対策班は、要員を発令体制に応じて定め、かつ要員の住所、氏名、連絡方法を把握しておく。

各対策班標準要員

発令 \ 班	総括	総括（情報チーム）	支援	広報	復
旧					
準備体制	1 名	1 名	1 名	2 名	7

5 防災体制の区分

非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が予想される場合	準備体制
災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合	非常体制

6 防災体制の措置（省略）

7 突発災害時の措置（省略）

8 対策部の運営（省略）

9 停電等に対する復旧見込み等の社外公表（省略）

10 事業所建屋被災時の対策部の運営（省略）

11 指令の使用区分及び指令者（省略）

12 指令伝達及び情報連絡ルート（省略）

- 13 事故、被害状況の報告（省略）
- 14 非常災害に備えたその他の対策（省略）
- 15 防災体制の教育及び訓練の実施（省略）

第23節 ガス施設災害応急対策計画

【西部ガス】

都市ガス施設災害応急対策については西部ガス株式会社長崎供給部が主体となって行い、その対策内容については、西部ガス株式会社の定める「防災業務計画」によるものとする。

西部ガス株式会社「防災業務計画」（抜粋）

第1章 総 則

第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法第39条第1項に基づき、ガス施設等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。

第2節 防災業務計画の基本構想

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制の確立
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

第3節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法、ガス事業法、消防法、石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等との調整を図り運用する。

2. 防災業務計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常体制

非常体制は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合とし、その種別及び基準は次の表の通りとする。

体制種別	基 準
第1 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合 (2) 供給区域に大雨、洪水等の気象警報が発令され、被害又は被害予想が軽度又は局地の場合 (3) 事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生した場合 (4) 供給エリアの沿岸に大津波警報が発令された場合 (5) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
第2 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合 (2) 供給区域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、被害又は被害予想が中程度の場合 (3) 供給区域に震度5弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合
第3 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合 (2) 事業所の所在する地域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、被害又は被害予想がはなはだしい場合 (3) 供給区域に震度5強以上の地震が発生した場合 (4) ガス漏えい及びガス事故等処理要領に定める特別出動体制では処理することが困難な事故が発生した場合又は予想される場合
総合非常体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生した場合 (2) 供給区域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、広域、大規模な災害が発生した場合 (3) 供給区域に震度5強以上の地震が発生し、広範囲に被害が発生した場合 (4) 供給区域に震度6弱以上の地震が発生した場合

2. 災害対策組織及び分担業務

本社及び各事業所等は、非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）及び分担業務をあらかじめ別図1から別図9の通り定める。

第2節 対策組織の運営

1. 非常体制の発令と解除

(1) 各非常体制の責任者は発令基準に則り、当該所管内の非常体制を発令することができる。また、災害の発生のおそれなくなった場合または災害復旧が進行して必要が無くなった場合には、全部又は一部を解散する。

各非常体制の責任者は別表1に定める。

(2) 第3非常体制が発令されたときは、直ちに「地区災害対策本部」を設置する。地区災害対策本部長は災害の状況に応じて、体制種別を変更することができる。

なお、福岡の体制については、各部門を被災地域の復旧活動に携わる地区災害対策本部と地区災害対策本部の支援及び災害対策に関する総括管理を行う災害対策連絡会議に分割する。また、被災地以外の各地区は災害派遣連絡部会を設置し、災害情報の収集及び要員派遣等の準備をする。

(3) 総合非常体制が発令されたときは、直ちに「総合災害対策本部」を設置する。なお、福岡の体制については、復旧活動を統括する「総合災害対策本部」、被災地域の復旧活動に携わる「現地災害対策本部」並びに現地災害対策本部の支援及び災害対策に関する総括管理を行う「本社災害対策本部」に分割する。また、被災地以外の各地区は災害派遣連絡部会を設置し、災害情報の収集及び要員派遣等の準備をする。

2. 権限の行使

(1) 対策本部が設置された場合、災害対策活動に関する一切の業務は対策本部のもとで行う。

(2) 対策本部が設置された場合、対策本部長は職務上の権限を行使して活発に災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。

(3) 対策本部長が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合、別表2に定める代行者が対策本部長に代わって指揮をとるものとする。

3. 動員

(1) 各非常体制の責任者は非常体制を発令後、直ちにあらかじめ定める防災要員の動員を指令する。

(2) 地震が発生し気象庁が発表した供給区域の震度が5弱以上の場合は、あらかじめ定めた社員の自動出動とする。

ただし、地震等災害による被災、傷病等の事情により出動困難な者はこの限りではない。

4. 指令伝達及び情報連絡の経路

各非常体制の指令伝達及び情報連絡の経路は、別図1から別図4の通りとする。

第3節 災害対策連絡会議等の設置

1. 災害対策連絡会議

(1) 台風、洪水、高潮、地震、津波等により、ガスの供給に大きな影響を及ぼす被害が発生した場合もしくは予想され第3非常体制の発令を受けたときは、総務広報部長を議長とする関係各部門による「災害対策連絡会議」を直ちに設置する。

(2) 「災害対策連絡会議」は、災害情報の収集及び外部対応を図ると共に「地区災害対策本部」の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

2. 災害対策連絡部会

- (1) 地区で災害が発生もしくは発生が予想され、第1又は第2非常体制の発令の連絡を受けた場合、防災保安部長（工場での被害の場合には生産部長）は「災害対策連絡部会」を設置する。
- (2) 「災害対策連絡部会」は、災害情報の収集及び外部対応を図ると共に、現地の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

3. 災害派遣連絡部会

- (1) 地区で災害が発生もしくは発生が予想され、第3又は総合非常体制の発令の連絡を受けた場合、被災地以外の地区の支配人は「災害派遣連絡部会」を設置する。
- (2) 「災害派遣連絡部会」は、災害情報の収集及び要員派遣等、現地の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

4. 動員

- (1) 地震が発生し気象庁が発表した供給区域の震度が5弱以上の場合は、あらかじめ定めた社員の自動出動とする。
ただし、地震等災害による被災、傷病等の事情により出動困難な者はこの限りではない。

5. 指令伝達及び情報連絡の経路

災害対策連絡会議等が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は、別図5から別図9の通りとする。

第4節 社外機関との協調

1. 地方防災会議等への参加と協力

平常時には、担当部署（事業所）が地方自治体の防災会議等と、また災害時には対策本部等が地方自治体の災害対策本部等と緊密な連絡を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員を推薦し参加させる。

(2) 地方自治体災害対策本部との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう次の事項に関し協調を図る。

- ①災害に関する情報の提供及び収集
- ②災害応急対策及び災害復旧対策の推進

2. 防災関係機関との協調

- (1) 経済産業省、九州産業保安監督部、地方气象台、消防署、警察署等防災関係機関とは平常時から協調し、防災関係情報の提供、収集等相互連携体制を整備するよう努めるものとする。
- (2) 災害発生時には、内閣府、内閣情報調査室、経済産業省等の防災関係機関との連絡が相互に迅速にかつ確実に行えるよう情報伝達のルート及び情報交換の為の収集・連絡体制を整備しておく。

3. 他ガス事業者等との協調

他ガス事業者等と協調し、要員及び資材等の相互融通等災害時における相互応援態勢の整備に努める。

第4章 災害応急対策

第1節 通報及び連絡

1. 通報・連絡の経路

- (1) 社内及び社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。
- (2) 社内及び社外機関に対する通報・連絡の経路は、別図4及び別図10の通りとする。

2. 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行うこととする。

第2節 災害発生時における情報の収集、連絡

1. 情報の収集、報告

対策本部は、次に掲げる各号の情報を巡回点検、出社途上の調査等により把握する。

(1) 一般情報

① 気象情報

② 一般被害情報：一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該供給区域内全般の被害情報

③ 対外対応状況：地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況

④ その他災害に関する情報：交通状況等

(2) 地震計情報

(3) ガス施設等の被害状況

(4) 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

(5) 社員の被災状況

(6) その他災害に関する情報

第3節 災害時における広報

1. 広報活動

① 災害発生時、または災害の発生が予想される場合においては発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報活動を行う。

② 災害発生後、ガス供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

2. 広報の方法

広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関・警察・消防等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施する。また、状況に応じて地方自治体とも連携を図る。

第4節 対策本部等の要員の確保

1. 対策要員の確保

- (1) 地震が発生し供給区域内の気象庁発表震度階が5弱以上の場合、自動出社する社員をあらかじめ定めておく。
- (2) 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策本部等の要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。
- (3) 非常体制が発令された場合は、対策本部等の要員はあらかじめ定められた要領に基づき速やかに対策本部等の指定された場所へ出動する。

2. 他事業者等との協力

- (1) 関係工事会社等との間に災害発生時に出動要請できる体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。
- (2) 自社のみでは、早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。

第5節 災害時における緊急工事

1. 緊急工事の基本方針

災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して迅速かつ適切な措置を講じる。

2. 緊急工事における安全確保等

緊急工事に際しては二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全に十分配慮する。

第6節 地震以外の自然災害時の供給停止判断

- (1) ガス施設の被害による二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を速やかに停止する。
- (2) 広範囲にわたる供給停止の判断は、第3非常体制が発令されたときは地区災害対策本部長、総合非常体制が発令されたときは現地災害対策本部長が行う。
- (3) 地区災害対策本部長又は現地災害対策本部長が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に備え、その職務を代行する者をあらかじめ指名しておく。
- (4) 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。

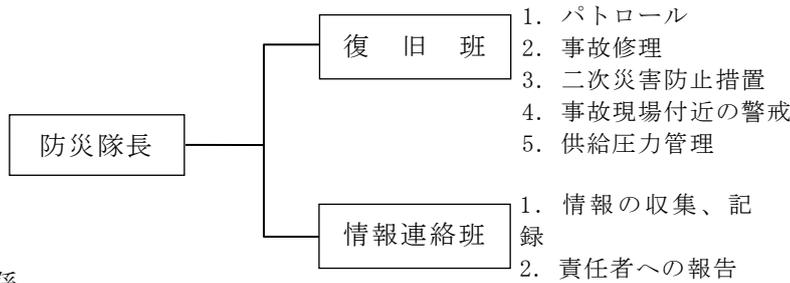
第7節 地震時の供給停止判断

- (1) 地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、供給停止を行う。
 - ① S I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した地域及び製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な地域については、直ちにガス供給停止を決定する。
 - ② S I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準未満となった地域については、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況等から経時的に得られる被害状況により、二次災害の発生が予測される場合は、速やかにガス供給を停止する。
- (2) 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。

(別図1) 第1非常体制の標準組織・分担業務

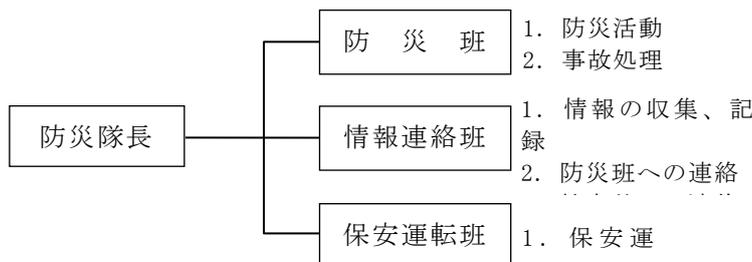
① 供給関係

関係者の一部動員によるパトロール又は事故処理ができる体制



② 製造関係

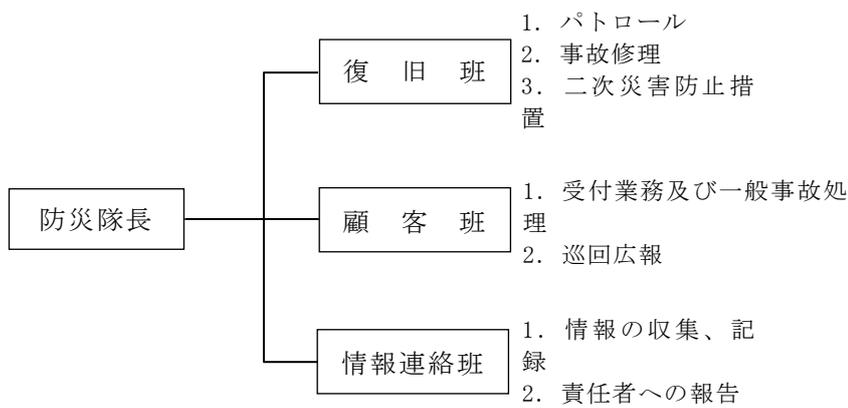
通常勤務担当で処理できる体制



(別図2) 第2非常体制の標準組織・分担業務

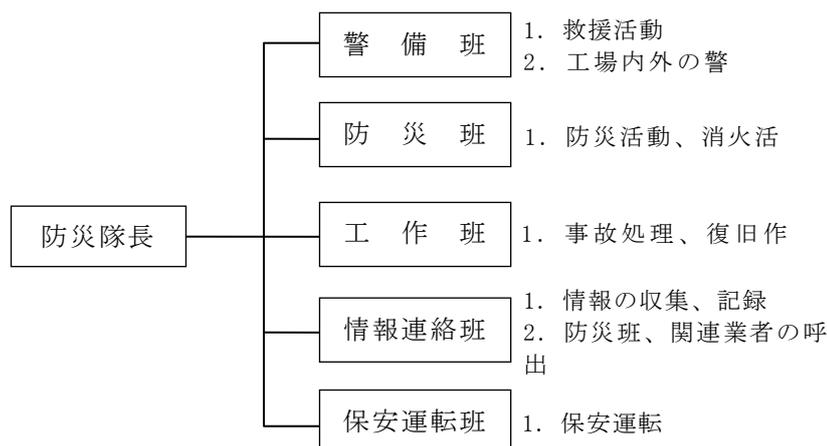
① 供給関係

関係者の動員によるパトロール又は事故処理及び広報ができる体制

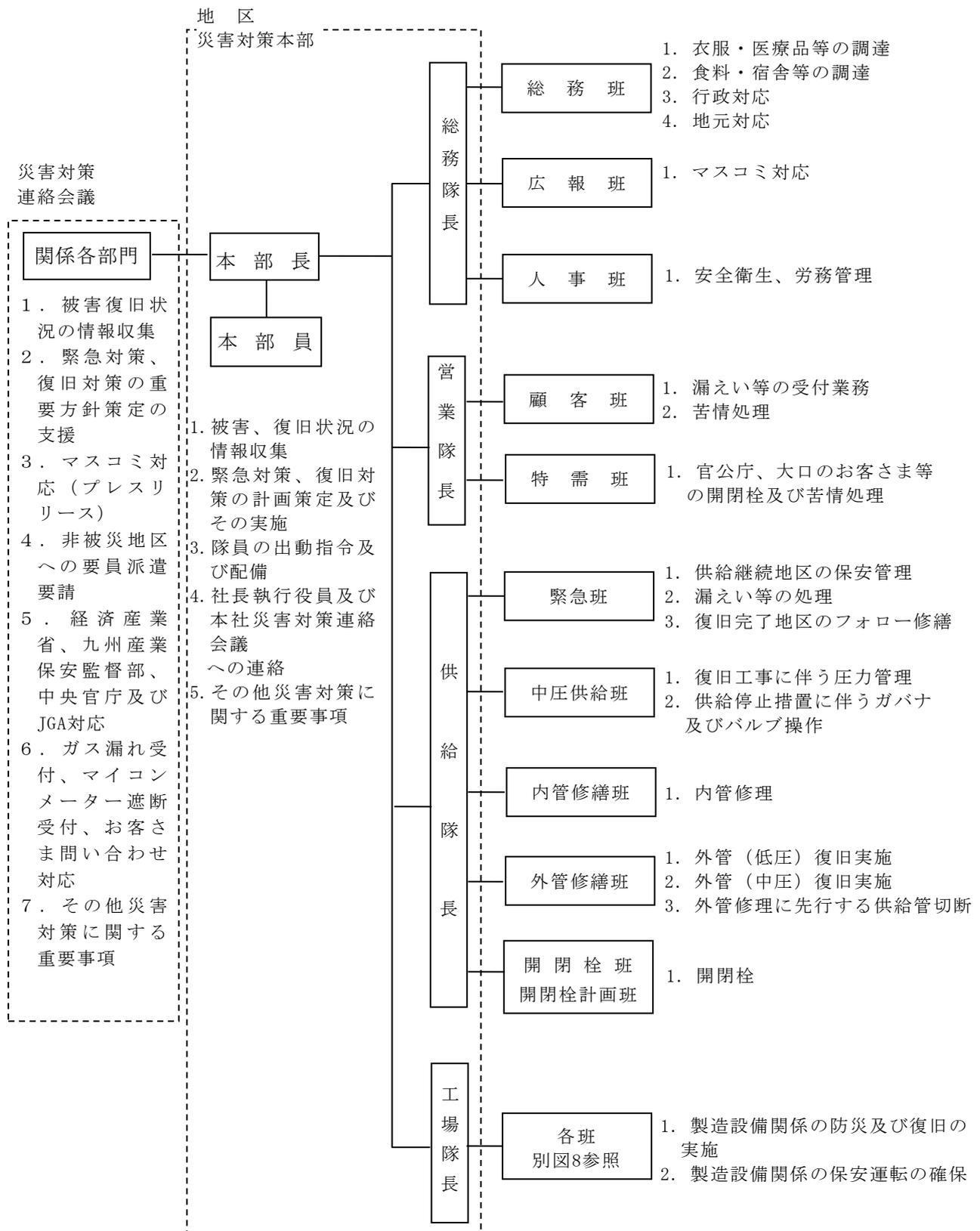


② 製造関係

関係者の動員により処理できる防災及び災害復旧体制



(別図3) 第3非常体制の標準組織・分担業務



(注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できるものとする。

(注2) 地区災害対策本部において、本部員と各隊長を兼ねることができる。

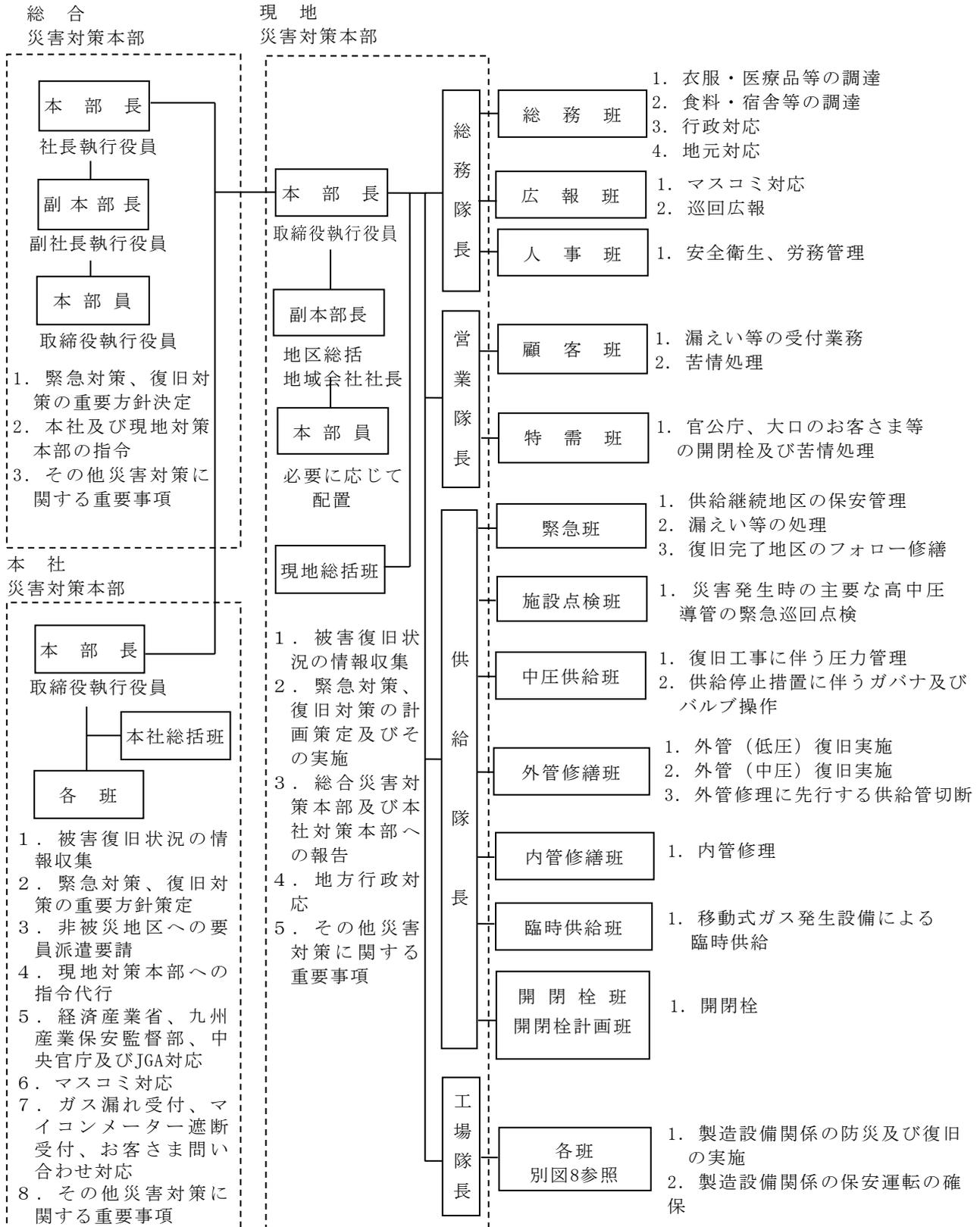
(注3) 災害対策連絡会議の体制は別図6参照

(注4) 工場隊の体制は、別図8参照

(注5) 災害対策連絡会議は、災害対策連絡部会と連携し対応にあたる。

(別図4) 総合非常体制の標準組織・分担業務

総合災害対策本部、本社災害対策本部、現地災害対策本部を設置し、社内外の応援の下に総合的な災害対策を効果的に実施できる



(注1) 総合災害対策本部及び本社災害対策本部の体制は別図7参照

(注2) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できる。

(注3) 現地災害対策本部において、本部員と各隊長を兼ねることができる。

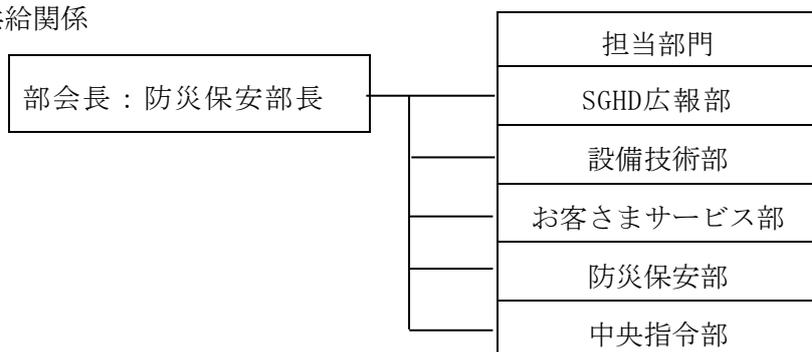
(注4) 災害派遣連絡部会は、本社災害対策本部と連携し対応にあたる。

(別図5) 災害対策連絡部会(本社)の構成

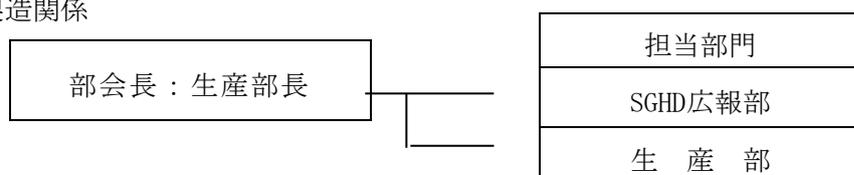
被害情報の収集及び外部対応を図ると共に、地区の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

【第1非常体制が発令された場合】

①供給関係



②製造関係

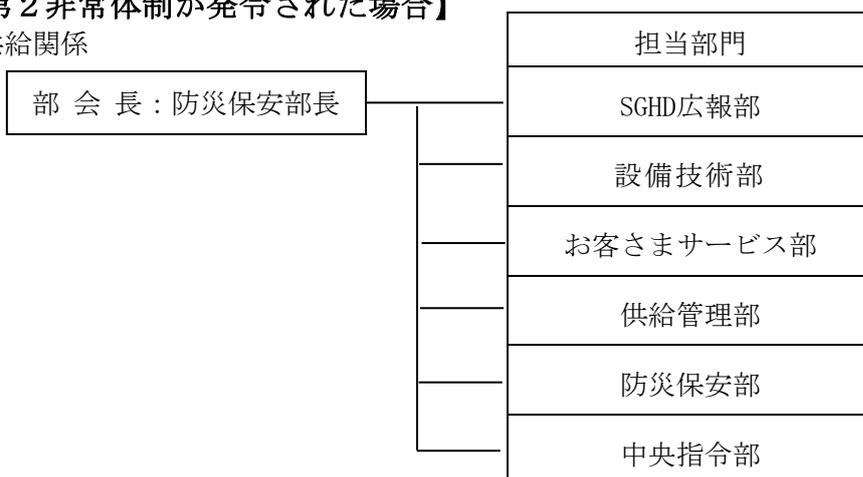


(注1) 部会長の判断により、必要に応じて他部門が部会スタッフとして参画する場合がある。

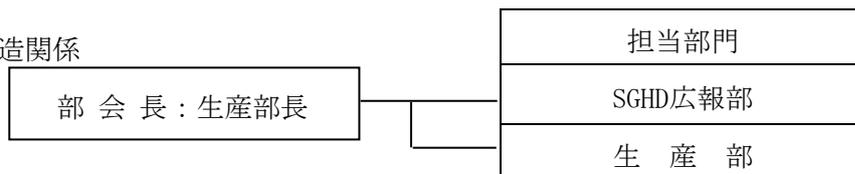
(注2) 地震発生時は防災保安部長を部会長、生産部長を副部会長とした一つの災害対策連絡部会とする。

【第2非常体制が発令された場合】

①供給関係



②製造関係



(注1) 部会長の判断により、各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

(注2) 災害対策連絡部会の分担業務は災害対策連絡会議と同じとする

(注3) 地震発生時は防災保安部長を部会長、生産部長を副部会長とした一つの災害対策連絡部会とする。

(別図6) 災害対策連絡会議(本社)の構成(第3非常体制時)

災害情報の収集及び外部対応を図ると共に、地区災害対策本部の災害対策活動に対して全面的に支援、補佐する。

議長	防災保安部長	本部班	分担業務
		広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク等対応 ・災害発生時の広報(お客さま・マスク) ・ガス供給停止時の広報(お客さま・マスク) ・復旧時の広報 ・復旧活動の記録 ・地区災害対策本部総務隊との連携、支援
【本社総括班】 [担当業務] ・災害対策室の設営及び関係部門との連絡体制確立 ・経済産業省、九州産業保安監督部(常駐対応含む)、JGA等への報告及び対応 ・本部班各班情報の収集及び集計表作成 ・諸会議の開催 ・災害対応方針策定支援 ・各班へ議長の指示伝達 ・本部班間の連携調整 ・他地区、関係会社等、他社ガス小売事業者への応援要請 ・役員への報告 ・社内、関係会社等への情報等の提供 ・全社復旧要員管理		総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内における社員等の避難誘導 ・災害対策連絡会議設置に係る庶務事項 ・全社建物等被害状況の収集 ・地区災害対策本部総務隊への要員派遣を非被災地区と調整 ・食料及び宿舍等の調達 ・前進基地、資材ヤード、駐車場等用地の確保 ・外部に対する総務的事項(協力要請等) ・地区災害対策本部総務隊との連携、支援
		人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・社員及び家族被災状況の把握 ・安全衛生管理対策の実施 ・被服等の調達 ・社員の出勤状況等の把握
		情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム(コンピュータ、ネットワーク、業務アプリケーションシステム)及び電話の被害状況の収集 ・モバイル千代の被害状況の収集 ・情報システム及び電話の復旧計画等の策定 ・情報システム及び電話等の機器の調達 ・お客さまデータ出力等の電算機処理業務
		経理班	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達 ・資金調達計画
		資材班	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧資機材の調達 ・資機材搬送 ・現地への資材班派遣 ・代替熱源の調達
		原料班	<ul style="list-style-type: none"> ・原燃料供給会社被害状況の把握、原燃料の確保
		営業班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地営業隊の統括 ・お客さま対応 ・お客さま対応状況の把握 ・受電本数に応じた受付体制の検討、確立 ・営業隊への他地区社員及び関連、協力会社要員等の派遣 ・調整 ・応援費用の積算
		供給班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地供給隊の統括 ・供給設備の被害状況の把握 ・緊急対策策定支援 ・復旧対策策定支援 ・臨時供給設備の数量調整 ・開閉栓の復旧計画の策定支援 ・開閉栓進捗状況の把握 ・応援費用の積算
		中央司令部	<ul style="list-style-type: none"> ・供給設備、製造設備の被害状況の把握 ・供給系監視制御システムの通信状況の把握 ・関係会社との生産調整 ・緊急対策(製造・供給)の策定、実施 ・ガス漏えい電話受付
		生産班	<ul style="list-style-type: none"> ・製造設備(関係会社含む)の被害状況の把握 ・緊急対策、復旧対策の方針策定 ・現地工場隊への応援計画の策定 ・LNGローリ輸送ルートの情報把握
		電力班	<ul style="list-style-type: none"> ・停電、復電状況の把握 ・電力需給調整

(注) 各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

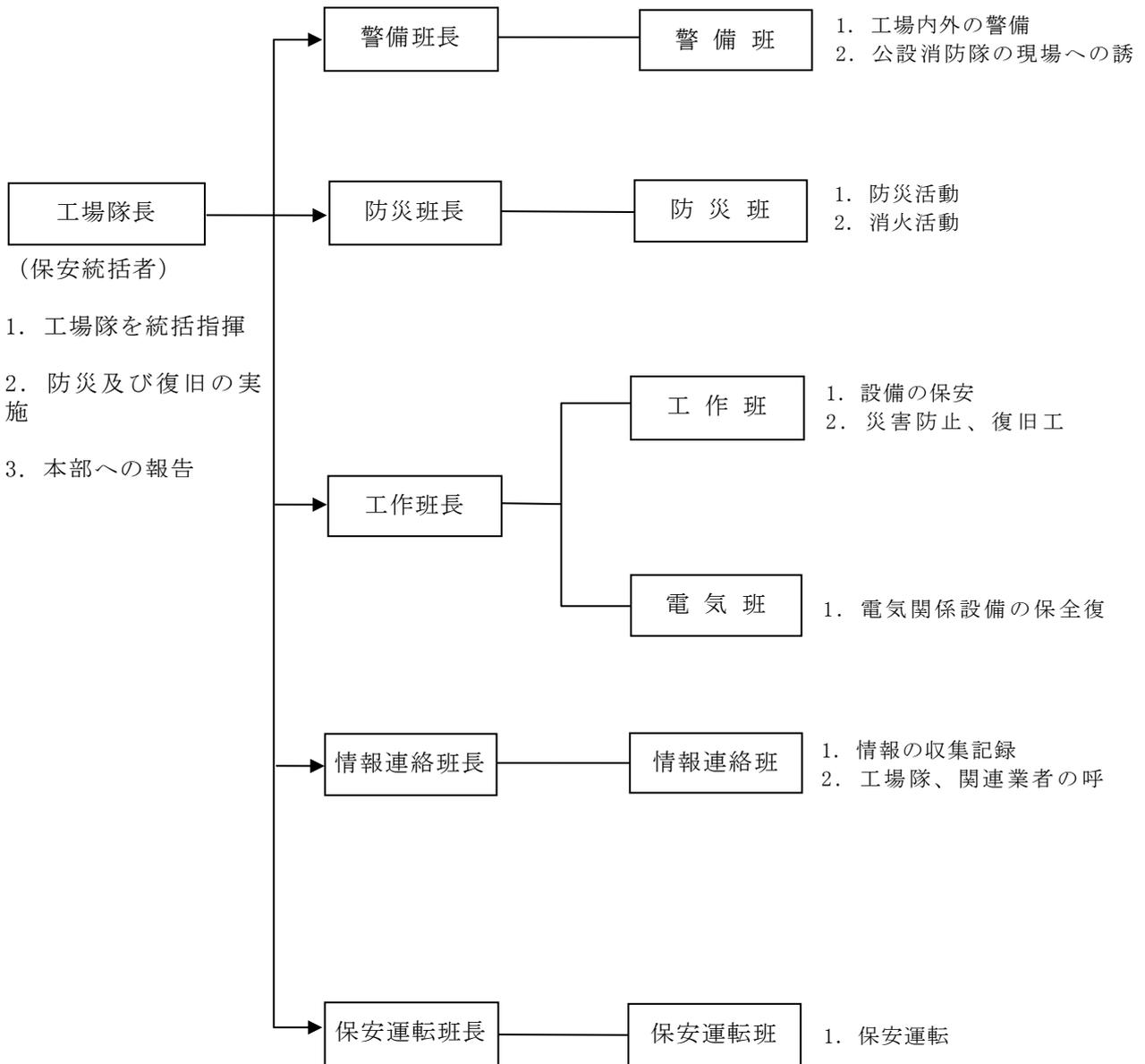
(別図 7) 総合災害対策本部及び本社災害対策本部 (本社) の標準組織・分担業務



(注 1) 本部長は本部員部長の内、災害内容に応じて隊長を指名する。

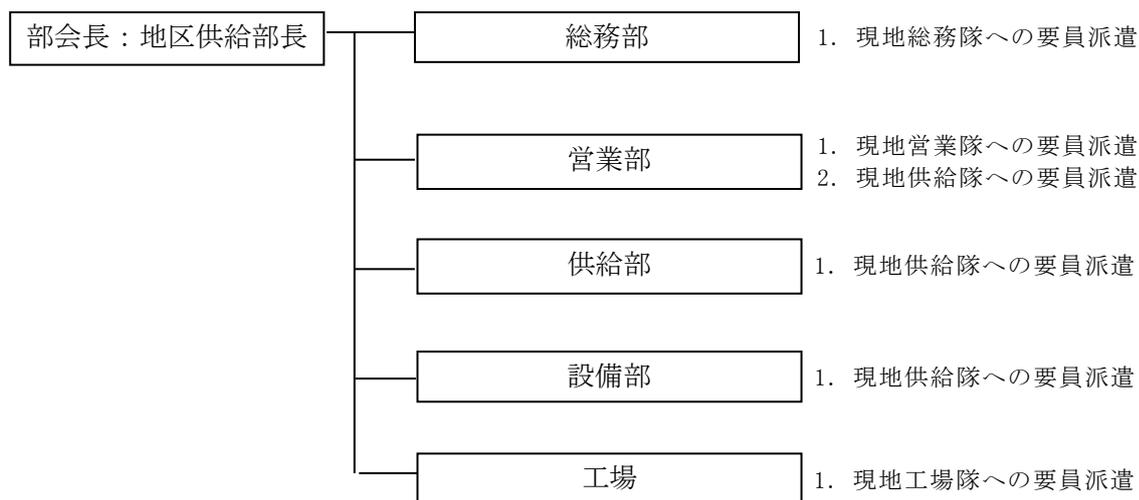
(注 2) 各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

(別図8) 工場隊の標準組織・分担業務



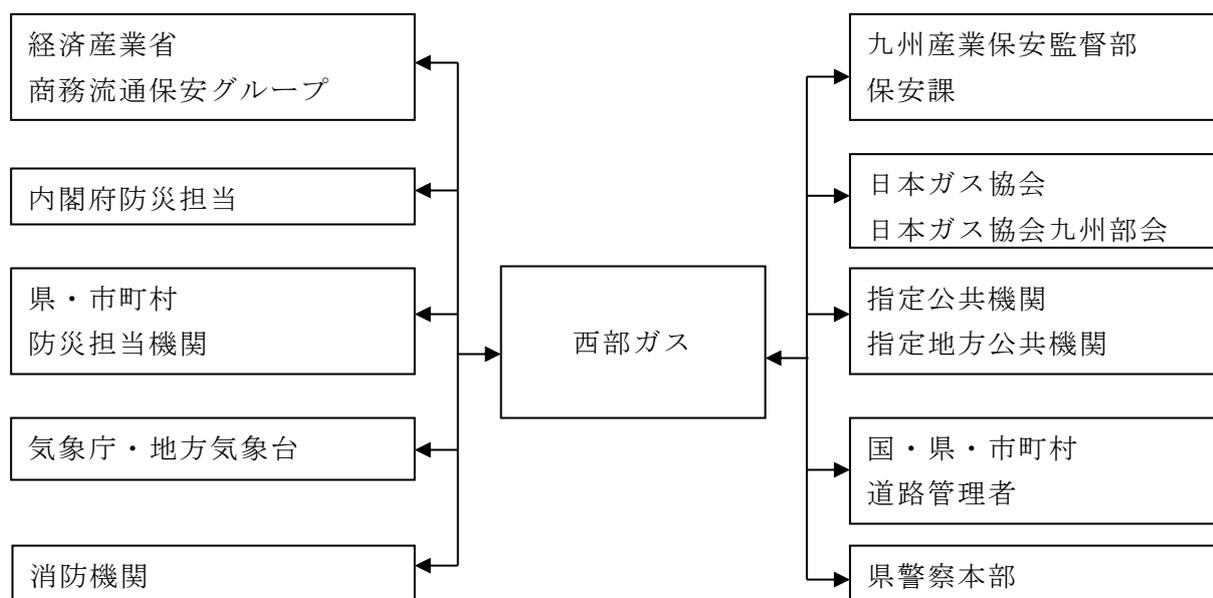
(注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は工場の規模や必要に応じて統合できるものとする。

(別図 9) 災害派遣連絡部会の標準組織・分担業務



(注 1) 上記の体制は標準とし、各部門の編成は地区の組織に応じて編成する。

(別図 10) 防災関係機関との連携関係図



(別表 1) 各非常体制の責任者

	第1非常体制	第2非常体制	第3非常体制	総合非常体制
福岡地区	福岡供給部保安G マネージャー	福岡供給部長	保安総括担当 執行役員	社長執行役員
北九州地区	北九州供給部保安G マネージャー	北九州供給部長	保安総括担当 執行役員	
熊本地区	熊本供給部保全G マネージャー 熊本工場長※	熊本供給部長 熊本工場長※	保安総括担当 執行役員	
長崎地区	長崎供給部保全G マネージャー 長崎工場長※	長崎供給部長 長崎工場長※	保安総括担当 執行役員	
佐世保	長崎供給部佐世保供給G マネージャー 佐世保工場長※	長崎供給部長 佐世保工場長※	保安総括担当 執行役員	
島原地区	長崎供給部島原事業所 長	長崎供給部長	保安総括担当 執行役員	

※製造設備の損壊等により、ガス供給に影響を及ぼす場合又は及ぼす可能性がある場合

(注1) 第3非常体制の責任者は地区災害対策本部長であり、総合非常体制の責任者は総合災害対策本部長である。

(別表2) 本部長代行者

総合災害対策本部	副社長執行役員
福岡地区災害対策本部	福岡供給部長
北九州地区災害対策本部	北九州供給部長
熊本地区災害対策本部	熊本供給部長
長崎地区災害対策本部	長崎供給部長
佐世保地区災害対策本部	長崎供給部長
島原地区災害対策本部	長崎供給部長

第24節 交通施設災害応急対策計画【JR九州・松浦鉄道・土木部・地域未来共創部】

被災地における交通物資輸送等を確保するため、それぞれ次の対策を講ずる。

1 道路対策

- (1) 異常豪雨又は長期にわたる降雨等では、地すべり、崩土、落石又は路線の陥没や流失等の災害の発生が予想される。このため、予め予想される危険箇所については、道路パトロールによる監視を強化する。
災害の発生の場合は、速やかに現地の被害状況を本部へ調査報告し、応急措置を実施する。
- (2) 交通の確保が最重点であるので、災害の復旧には全力をあげて迅速に処理を行う。この場合迂回路等の有無を充分調査し、迂回路がある場合はこれを利用して、交通の確保を図る。迂回路がない場合は、できるだけ短時間に復旧できるように処置を行う。
- (3) 被災の程度により、応急工事が不可能な場合や大規模な対策が必要な場合、又は、長大橋の流失等の場合は、自衛隊の派遣要請を知事に申請し、応急復旧に当たる。

2 鉄道対策

(1) JR関係

JR九州は異常気象時における列車運行の安全を確保するため、線路設備等の警備を行うとともに、必要な運転規制を行う。

また、災害発生時においては、早期復旧を図るため次のように対処する。

ア 災害警備

異常気象の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときは、必要な運転規制を行うとともに、災害の発生が予測される場合は、関係部長は関係社員を、風、雨、雷、その他の災害に対する線路、建造物、電力設備、信号保安設備等の警備に従事させる。

災害の発生が予想される箇所は、重点箇所に指定し、各箇所ごとに監視上の注意事項を定め、警備員に周知させる。

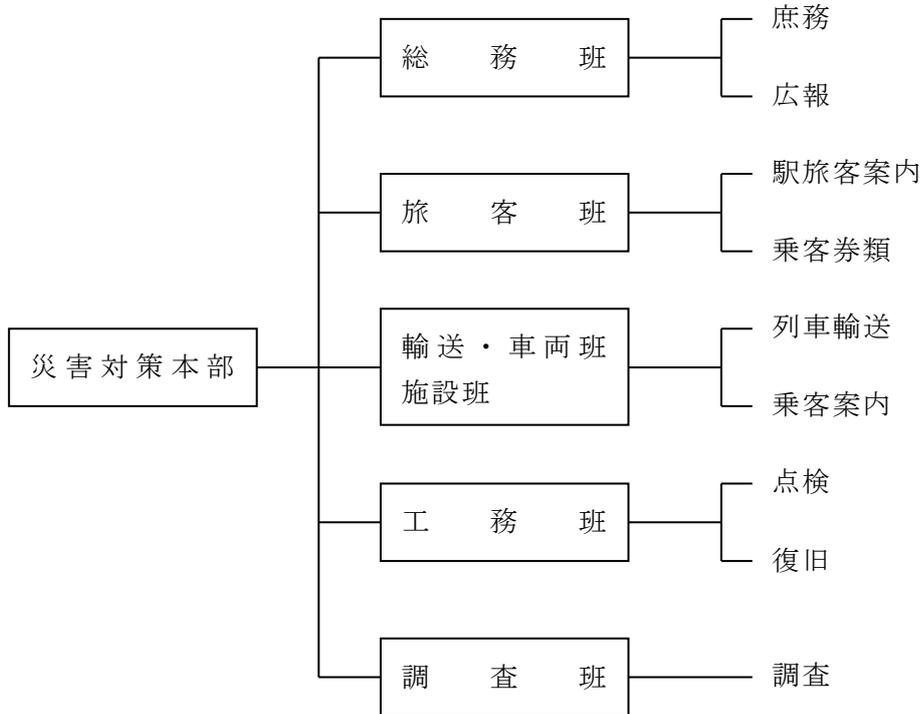
気象観測機器配備表

	雨量計	風速計
長崎工務所	早岐	早岐

イ 災害応急体制

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに列車の早期開通を図るため、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の分担は次のとおり

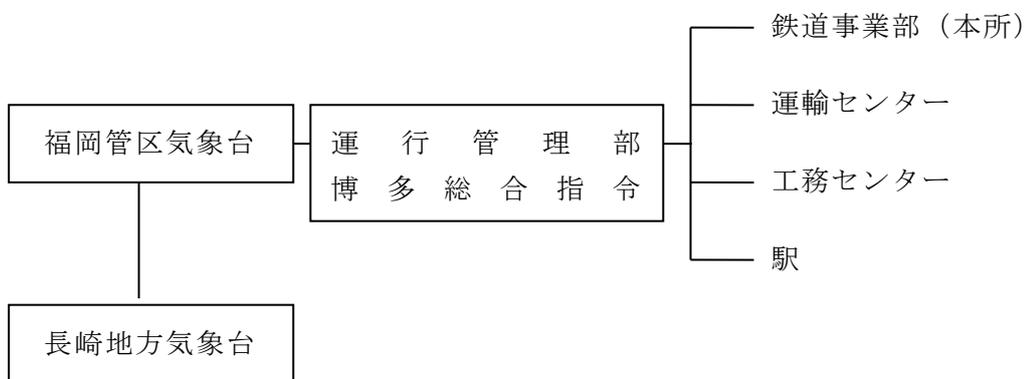


ウ 災害応急復旧工事

J R九州の災害応急復旧工事は、災害の規模に応じて、請負工事とする場合がある。

エ 鉄道気象通報の伝達系統

J R九州の鉄道気象通報の伝達系統は次のとおりである。



(2) 松浦鉄道株式会社関係

ア 災害警備

異常気象の伝達を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときは、列車運行の安全を図るため必要な運転規制を行うとともに、必要に応じ線路設備等の警備を行う。

イ 災害応急

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じ、線路の早期開通に努める。

松浦鉄道株式会社における災害応急復旧体制は、別紙のとおりである。

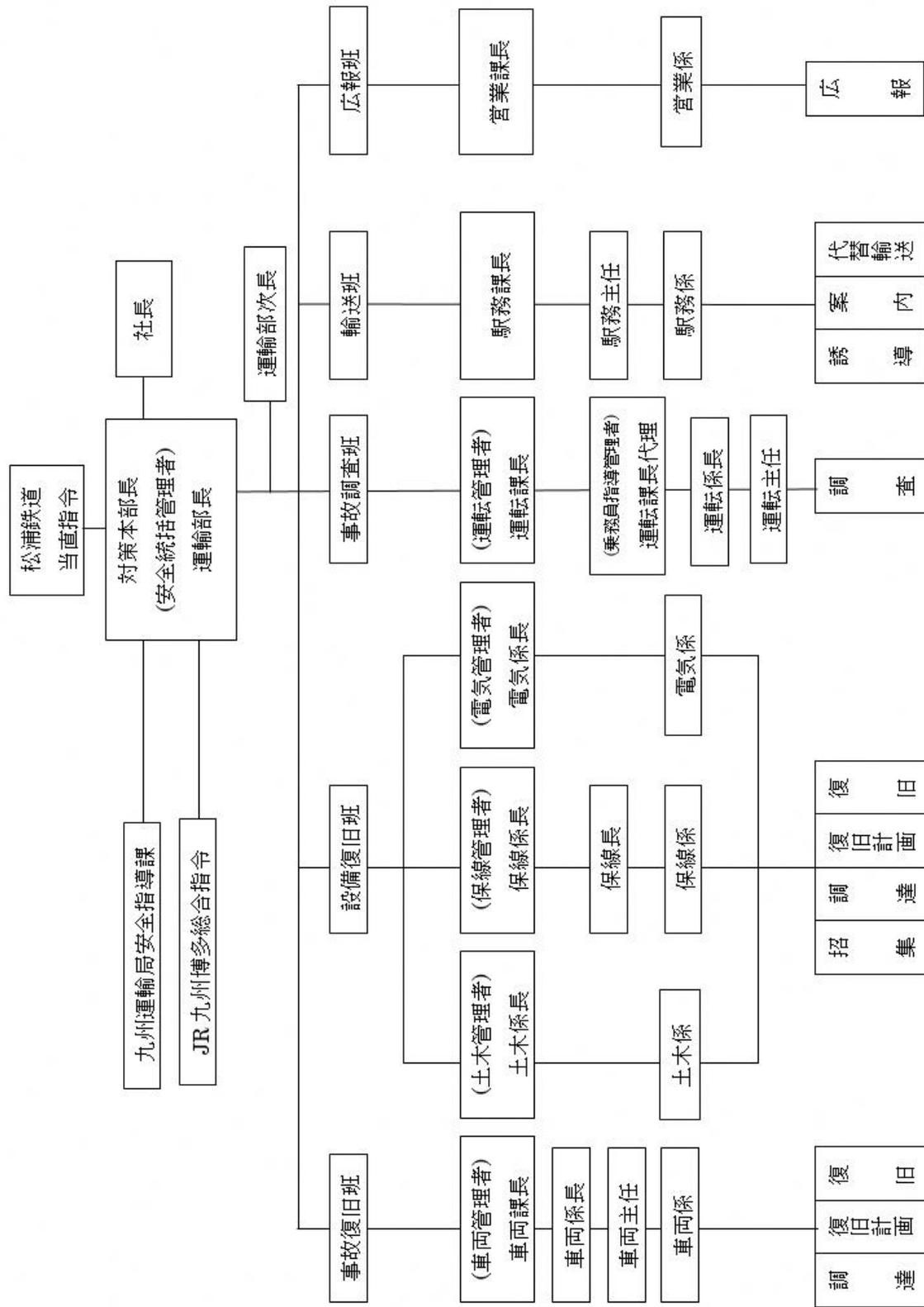
ウ 災害応急工事

松浦鉄道株式会社の災害応急工事は、災害の規模に応じ対策本部を設置し復旧に努める。

3 相互連絡

鉄道事業者と市は相互に緊密な連絡を取ることとし、鉄道事業者は被災状況や応急復旧措置の内容について、市に対し速やかに通知する。

連絡及び復旧体制表



第25節 海上災害応急対策計画

【海上保安部・港湾部】

本市における海上応急対策は、下記により実施するものとする。

1 被災地変等応急対策

海上保安部においては、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、非常配備を発令し、必要ある場合は、対策本部を設置する。

(1) 非常配備

ア 職員を非常呼集し、非常配備に就ける。

イ 所属巡視船艇等の緊急出動態勢を整え状況に応じ現場に派遣、対応させる。

ウ 佐世保市、その他関係機関との連絡を緊密にし相互協力を図る。

エ 一般船舶の動静を把握し、必要な場合避難勧告、航路経路の変更、出入港の制限等を行う。

(2) 情報の収集、伝達

海上保安部は、次のとおり情報収集・伝達を行う。

ア 佐世保市その他の関係機関との連携を密にし、災害に関する情報の収集交換を行う。

イ 巡視船艇等を災害地に派遣し、情報収集に当てる。

ウ 民間からの災害情報は、災害対策本部その他関係機関に連絡する。

2 警報等の伝達周知

(1) 海上保安部は、船舶及び臨時諸施設等に対する警報等は次により伝達する。

ア 気象業務法による警報（地方海上警報、気象警報、高潮警報、波浪警報、津波警報）

イ 本部通信施設により無線通信、電話により放送

ウ 巡視船艇による巡回通報

エ 気象警報伝達網による通報

(2) 海上保安部は、船舶の避難を必要と認める場合は、関係機関と連携し、安全な海域に避難するよう周知、指導を行う。

3 船舶、人命の救助

海上保安部は、海上において、遭難した人命、船舶等の救助及び陸上災害により海上に流出した行方不明者等の捜索救助を実施する。また遺体の収容、検視、引渡しをあわせて行う。

4 海上交通の安全確保

海上保安部は、海上交通の安全確保のため、次の措置をとる。

(1) 漂流物、沈没物、その他航路障害物については、直ちに必要な応急措置をとると共に、その場所が港内、又は港の境界付近にあっては、その所有者又は占有者に対し、除去を命じ、その他の海域にあっては除去の勧告を行う。

(2) 漂流物、沈没物等の所有者等が不明の場合は、水難救護法の規定により市と協議し引継ぎを行う。

(3) 船舶の交通に危険があると思われる場合は、港内において航路又は区域を指定して、船舶交通の制限又は禁止を行う。

(4) 必要に応じ航行警報等により、一般船舶への周知を図る。

5 緊急輸送の実施

海上保安部は、市等から災害救助関係要員、物資、資材等の海上輸送につき要請があった場合は、巡視船艇等により緊急輸送を行う。

6 治安の確保

海上保安部は、治安を維持するため、巡視船艇等を災害地域に派遣し、付近の警戒各種事犯の取締りを行う。

7 通信の確保

海上保安部は、次のとおり通信を確保する。

(1) 市等から、災害に関する重要な通報の発信を依頼された場合は、速やかに本部通信へ伝達する。

また、通信途絶の場合は、巡視船による通信代行を実施し、連絡の確保に努める。

(2) 防災活動を実施する場合に必要なときは、職員を派遣し、携帯無線機器等により、関係先との相互の通信確保に努める。

8 海上流出油事故対策

(1) 海上保安部は、油等による大規模な災害の発生に備え海上保安庁法並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、港湾管理者及び関係機関と緊密な連絡をとり、事故発生の際は必要に応じ、次の措置をとる。

ア 関係機関等への情報の速報

イ 応急的な油等の拡散防止及び施設の管理者及び船舶所有者等に対する防除指導・命令等

ウ 火災の発生防止

エ 付近船舶等の避難勧告

オ 港内においては、船舶交通の制限又は禁止、その他の海域においては、船舶進行の停止、航行経路の変更等の指導

カ 佐世保港内においては、船舶の危険物荷役の制限又は禁止

キ 関係機関等に対し、労務、設備、資材の確保について要請を行う。

ク 魚類養殖施設の緊急避難勧告

(2) 港湾部の流出油事故対策は、以下のとおりである。

ア 港湾管理者は港湾法に基づき、港湾区域内に流出した油の防除に必要な資機材（油吸着マット等）を備える。

イ 海上保安部と協力し、情報収集を行い関係機関及び関係住民へ連絡する。

ウ 漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、また自ら発見したときは、沿岸、港内、湾内、定置網、養殖施設等（以下「港内等」という。）への流入を防止するため、速やかに長崎県北部排出油等防除協議会（会長 佐世保海上保安部長）と連携を密にし、警戒体制に入り、いつでも流入防止対策が講じられるよう措置する。

エ 漂流油等の防除及び協力要請

前項の港内等への流入を防止することが出来ない場合、関係機関へ防除のために必要

な資機材（油吸着マット等）の提供、応援を依頼し、被害が最小限に止まるよう努力する。

オ 県及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼

油濁を受けた区域の水質調査等を実施し、二次的災害拡大の防止を図る。

9 在港船舶対策

港内にある船舶の災害防止と救助について、海上保安部においては次のとおり対策を講じる。

- (1) 災害が予想されるときは、関連情報の伝達、早期避難の勧告、荒天準備の指導等を行い、避難状況を把握する。
- (2) 災害により人命、船舶の救助を要するときは、速やかに巡視船艇等あるいは、海上保安官を派遣して救助作業を実施する。

第26節 特殊重大災害対策計画

【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・農林水産部・港湾部・地域未来共創部】

この計画は、風水害等における災害だけでなく、事件、事故等に起因し、被害規模が一定以上のもので、緊急事態が発生した場合の対応措置についてあらかじめ定めるものである。

1 特殊重大災害の種類及び認定基準

(1) 特殊重大災害の種類

災害種別	災害の態様
航空機災害	ア 旅客機墜落による大規模事故 イ 人家密集地域への航空機墜落による大規模事故
船舶災害	ア 旅客船の衝突、沈没による大規模事故 イ 漁船、貨物船等の転覆、衝突等による大規模事故 ウ 重油等の大規模流出事故
列車・自動車災害	ア 交通事故による大規模事故 イ 列車衝突、転覆による大規模事故
大規模火災	ア 人口密集地域における大規模火災 イ 大型店舗、学校等多数人の往来する建物等における火災 ウ 広範囲における山林火災
危険物災害	ア ガス、火薬類等の爆発による大規模事故
その他災害	ア その他発生原因を問わず、事故、事件により大規模な被害が生じた場合

(2) 特殊重大災害の認定基準

- ア 死者がおおむね10人以上となるおそれがある場合(行方不明者を含む)
- イ 死傷者がおおむね30人以上となるおそれがある場合(行方不明者を含む)
- ウ 重傷者がおおむね50人以上となるおそれがある場合
- エ 負傷者がおおむね70人以上となるおそれがある場合
- オ その他事故の発生形態、被害の様態から社会的影響の高いと認められる場合

2 特殊重大災害対策の体制

特殊重大災害が発生した場合又発生するおそれがある場合は、関係機関からの情報及び市民からの通報内容等を集約し、災害種別に応じて、特殊重大災害警戒本部又は特殊重大災害対策本部を設置して、災害応急対策を実施する。

(1) 災害種別毎の特殊重大災害警戒本部及び対策本部の編成については以下のとおりとする。

災害種別	主管対策部
航空機災害	総務対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部、消防対策部
船舶災害	総務対策部、市民生活対策部、港湾対策部、農林水産対策部、保健福祉対策部、消防対策部
列車・自動車災害	総務対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部、地域未来対策部、消防対策部

大規模火災	同上
危険物災害	同上
その他災害	同上及び関係対策部

(2) 特殊重大災害警戒本部及び対策本部の主管対策部の編成は、前表のとおりとし、各対策本部分掌事務は、災害対策本部分掌事務を準用する。

なお、特殊重大災害警戒本部については、災害状況に応じて、本部長が指名する関係課の課長等をもって編成し初動措置を実施する。

(3) 本部長は、災害の状況により、対策部・班編成の増減、配備要員の増減を行うことができる。

3 初動措置（情報収集、整理及び分析）

各部局等は、所管する事件・事故等が発生又は、発生する恐れがある場合、第一報を迅速に市長及び危機管理担当副市長に報告するとともに、防災危機管理局長を本部長とする特殊重大災害警戒本部を設置し、継続して情報の収集、整理及び分析を行う。

特に、事件・事故等発生時は、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で重要であることから、断片的な情報であっても速報し、詳細な情報は追加情報として報告・連絡する。所管が不明確な場合は防災危機管理局長から市長及び危機管理担当副市長に報告する。

4 特殊重大災害認定の判断

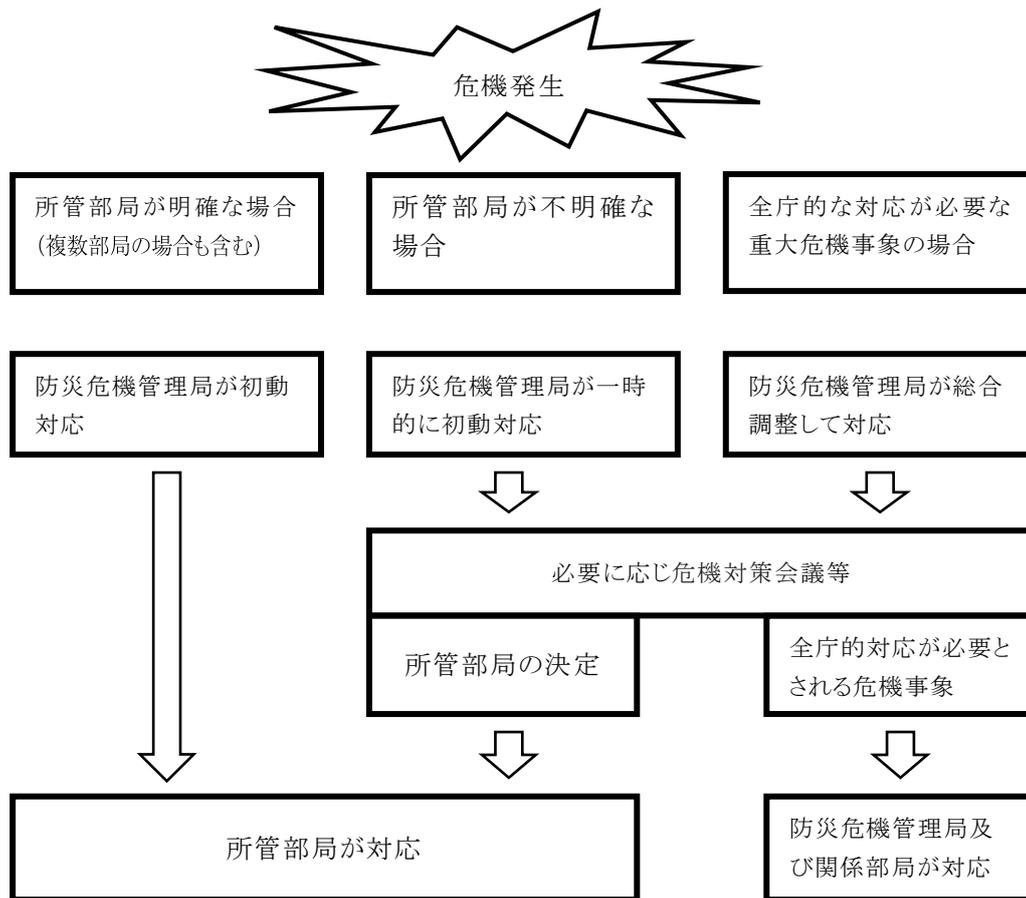
所管部局長又は防災危機管理局長は、事件・事故等の状況と認定基準を勘案して市長及び危機管理担当副市長に報告し、認定の判断を仰ぐものとする。

特殊重大災害に該当しないときは、所管部局が明確な場合は当該所管部局が対応し、所管部局が不明確な場合は防災危機管理局が総合調整を行い関係部局と連携して一時的に初動対応を行い、所管が明確になった時点で、所管部局へ事務を引き継ぎ対応する。

5 特殊重大災害認定

特殊重大災害と認定した場合は、初動措置の迅速適正化を図るため、「佐世保市危機対策会議設置規程」に基づき、危機管理担当副市長(佐世保市副市長事務分担規則（平成19年規則第62号）の規定により防災危機管理局の事務を分担する副市長)を議長とする危機対策会議をただちに開催し、初動措置の対応を図るとともに、危機管理担当副市長を本部長とする「特殊重大災害対策本部」を設置する。

危機事象発生時の危機対応フロー図

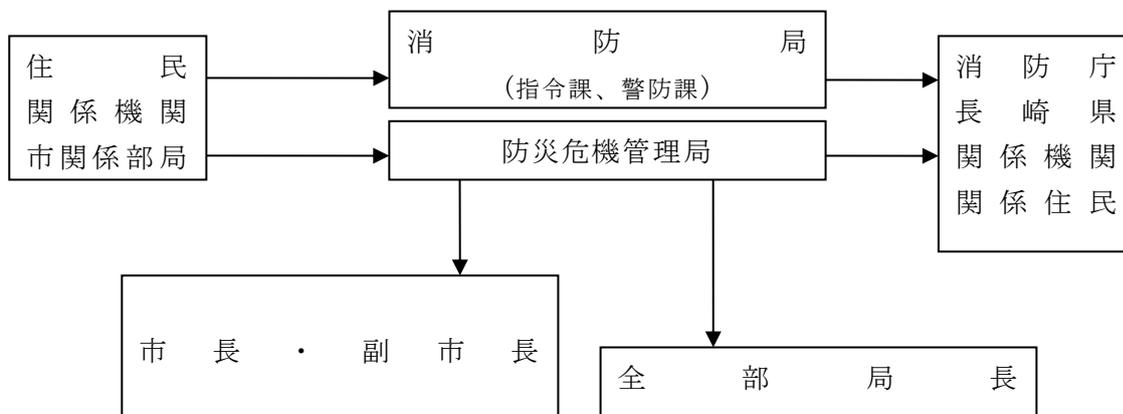


6 国民保護対策本部への移行

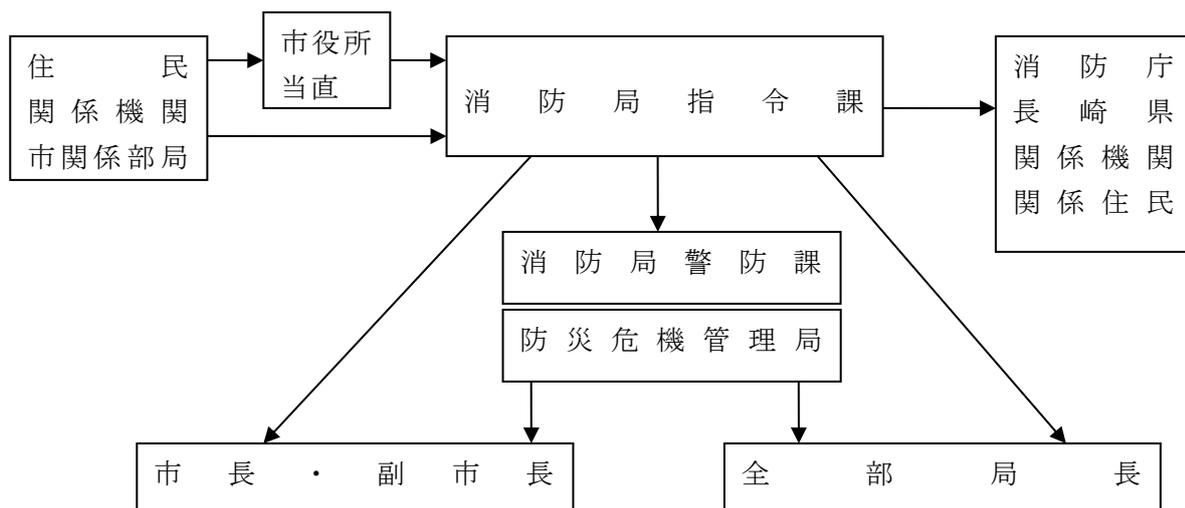
特殊重大災害が、武力攻撃事態等によるものであると国による事態認定が行われ、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び県知事を通じて、市国民保護対策本部を設置すべき自治体として指定通知を受けた場合は、直ちに国民保護対策本部へ体制を移行し、国民保護計画に基づく対応を実施する。

7 災害発生時の情報連絡系統

(1) 執務時間中の連絡系統



(2) 夜間・休日連絡系統



8 救急・救助、救護活動

消防、警察、県及び関係機関と連携して、被害者の救急・救助、救護活動を実施するとともに、必要に応じて、医療救護チームを派遣要請し活動を実施する。

救急・救助活動については「第1章 第19節 消防活動計画」に、救護活動については「第1章 第20節 救急業務計画」に準じて、それぞれ実施する。

9 避難道路の確保

本市においては、大規模な石油・火薬類貯蔵施設・ガス製造・貯蔵施設（以下「大規模危険物施設」という）があることから、万一の災害発生時における主要な避難道路として、路線を選定し、住民の安全を図るものとする。

(1) 避難道路としての条件等

- ア 石油・火薬類貯蔵施設の万一の災害発生時に周辺住民が速やかに避難できること。
- イ 一般車両の離合ができる幅員が確保されること。

(2) 避難道路の選定

上記(1)の条件を満たす路線として次の路線を選定する。

1	国道 35号
2	国道 202号
3	国道 205号
4	国道 384号
5	主要地方道 佐世保日野松浦線
6	県道 佐世保・鹿町線
7	県道 俵ヶ浦日野線
8	県道 平瀬佐世保線
9	市道 赤崎中部線
10	市道 赤崎川谷線
11	市道 尼瀉循環線
12	市道 指方安久の浦線

13	市道 田の頭安久の浦線
14	市道 宮の浦西の平線
15	市道 稗の坂線
16	市道 宮の浦線
17	市道 浦頭埠頭線・浦頭臨港線・針尾循環線
18	市道 干尽線
19	市道 棚方鬼塚線・棚方中瀬戸線
20	市道 赤崎住宅循環線
21	市道 赤崎陸橋線
22	市道 愛宕団地線
23	市道 愛宕中学校線
24	市道 庵浦柚木原線
25	市道 稻荷大宮町線
26	市道 稻荷公園線
27	市道 稻荷町3号線
28	市道 大崎線
29	市道 金山線
30	市道 光海中学校線
31	市道 佐世保相浦循環線
32	市道 椎の木庵浦線
33	市道 椎木大潟町線
34	市道 潮見白南風町線
35	市道 十郎新町本線
36	市道 白南風須田尾町線
37	市道 九十九地区公民館線
38	市道 天神循環線
39	市道 戸尾三浦町線
40	市道 戸尾山祇町線
41	市道 野崎西の久保線
42	市道 花高循環線
43	市道 花高二丁目2号線
44	市道 東浜沖新町線
45	市道 干尽稻荷町線
46	市道 干尽町2号線
47	市道 福石天神町線
48	市道 藤原崎辺町線
49	市道 船越白浜線
50	市道 宮の浦循環線
51	市道 大和楠ヶ浦線
52	市道 大和天神町線
53	市道 若竹台団地本線

8 避難所の開設等

大規模危険物施設における火災、爆発及び危険物の漏洩、流出、飛散等が発生した場合で、近隣市民等の避難が必要と認められる場合には、避難所を開設するものとする。

(1) 避難所の開設基準

火災、爆発、漏洩、流出、飛散等が発生し、市民の安全又は市民生活に影響を及ぼすと認められる場合又はそのおそれがある場合

(2) 避難所の選定基準

大規模危険物施設における災害の規模に応じて、第3編・第1章・第4節・第2表に定める避難所の中から、次の基準で段階的に選定を行う。

段階別	災害の程度	避難所の選定基準
第1段階	施設近隣の市民生活等に影響を及ぼす場合	災害が発生した施設を有する地区の避難所
第2段階	災害が拡大し又は収容者が多いため上記避難所では対応できない場合	第1段階の校区に隣接する地区の避難所
第3段階	大規模な災害が発生し又は人口密集地で災害が発生し第2段階までの避難所で対応できない場合	安全性等総合的に判断し第2段階の校区周辺に位置する地区の避難所

(3) 避難対策及び応急対策上の配慮事項

ア 大規模危険物施設の災害は、一挙に拡大するおそれがあるため、余裕をもった安全な避難対策を講じる。

イ 避難所の選定及び避難誘導に当たっては、地形や風向等に特に配慮する。

ウ 必要な場合は、警戒区域等を設定し、市民の避難・退避等の管理及び避難指示を行う。

9 長崎県への災害即報、自衛隊及び県医師会医療救護班派遣要請

(1) 長崎県への災害即報様式は、別紙第1のとおりとする。

(2) 自衛隊派遣要請については、別紙第2のとおりとする。

(3) 県医師会医療救護班派遣要請については、別紙第3のとおりとする。

特殊重大災害即報					
1	報告日時	年 月 日		時 分	
2	報告市町村		① TEL	()	—
			② 担当	送	
	受				
3	発生日時				
4	発生場所				
5	災害種別				
6	概況				
7	被害状況	① 死亡		⑥ 物的損害	
		② 行方不明			
		③ 重傷			
		④ 軽傷			
		⑤ 合計			
8	応急措置	① これまでにとつた措置			
		② 今後の見とおし			
		③ 応援の必要性について			

特殊重大災害発生時における災害派遣要請書

受 理	月 日 時 分	市 町 村 名		担 当 者 名		TEL () -
災 害 (事 故) 発 生 日 時		年 月 日 時 分				
災 害 (事 故) 発 生 場 所						
災 害 (事 故) 名						
派 遣 を 要 請 す る 事 由						
派 遣 を 希 望 す る 期 間		年 月 日 () から 年 月 日 () まで (日間)				
派 遣 を 要 請 す る 区 域 及 び 活 動 内 容						

大規模災害時における長崎県医師会医療救護班派遣要請書

受 理	月 時	日 分	市 町 村 名		担 当 者 名		TEL () -
災 害 事 故 の 状 況	災 害 (事 故) 発 生 日 時		年 月 日 時 分				
	災 害 (事 故) 発 生 場 所						
	災 害 (事 故) 名						
	派 遣 を 要 請 す る 事 由						
派 遣 を 希 望 す る 期 間			年 月 日 () から 年 月 日 () まで (日間)				
派 遣 を 要 請 す る 場 所							

第27節 不発弾等の対応に関する計画

【陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察・基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局】

この計画は、住民等からの通報や工事現場等において、偶発的に発見された不発弾等に係る対応等について定めるものである。

1 用語の意義

(1) 不発弾等

火砲から発射された砲弾や航空機から投下された爆弾等で、地上等に落下したが発火せず不発となったもの、または爆弾、砲弾（艦砲弾、各種火砲弾及び迫撃砲弾）、ロケット弾、地雷、機雷、手榴弾、小火器弾、ガス弾（火薬が充填されているもの）、その他の未使用の爆発物あるいはその疑いのあるものをいう。

(2) 不発弾等情報収集体制

不発弾等が発見された場合に、防災危機管理局内で組織する体制とする。なお、自衛隊による「不発弾」との判定がなされるまでの間の情報の収集等に当たっては、消防、警察、自衛隊と連携を図り、共有を行うものとする。

(3) 不発弾警戒本部

発見された物体が不発弾と判定され、その処理に関して警戒対応を実施する必要がある場合において防災危機管理局長が設置するものであり、防災危機管理局長を本部長として編成する。編成については防災危機管理局、その他関係課等をもって構成する。

(4) 不発弾対策本部

危険性が高く移動困難な不発弾と判定され、不発弾の処理に伴う諸活動を円滑に実施するため必要がある場合に危機管理担当副市長が設置するものであり、危機管理担当副市長を本部長として編成する。編成及び事務分掌については、特殊重大災害対策本部の編成及び事務分掌を準用する。なお、不発弾の処理に伴う住民対応等の範囲が広範囲に及ぶ場合は、危機管理担当副市長が市長に具申し、市長を本部長とする佐世保市災害対策本部に切り替えるものとする。

2 陸域における不発弾等の処理要領

陸域の工事現場等における偶発的な不発弾等の処理要領は次のとおりとする。

- (1) 一般市域で発見された場合の連絡先は所轄の警察署であるが、防災危機管理局が通報等により覚知した場合は、直ちに不発弾等情報収集体制をとり関係機関等と情報共有を図る。情報収集の結果、不発弾と判定され警戒対応が必要な場合は、不発弾警戒本部を設置し対応にあたる。なお、沿岸部における事案については、佐世保海上保安部へも連絡し連携する。
- (2) 発見情報に基づき、必要に応じて所轄の警察署、消防局等の関係機関に連絡するものとする。なお、不発弾警戒本部を設置し避難対応等が必要な場合は、議会及び自治会、町内会等へ連絡するものとする。
- (3) 米海軍佐世保基地及び自衛隊敷地に係わる事案については、基地政策局を窓口として不発弾警戒本部等と連絡を密に情報共有に努める。
- (4) 防災危機管理局は、災害発生に備えて消防局と情報共有するとともに、必要に応じて現

場確認を依頼し、情報収集及び警戒等の初動体制をとるものとする。

- (5) 不発弾等の除去及び処理については、国（自衛隊）の責務によって実施されるが、住民の安全対策等の対応については、市の責務として実施する。
- (6) 危険性が高く移動困難なものと判定され、不発弾の処理に伴い住民対応等の範囲が広範囲に及ぶ場合、または諸活動を円滑に実施するため必要がある場合は、不発弾対策本部を設置して関係機関と協議し、撤去計画等を立て対策を行うものとする。
- (7) 市長は、不発弾の処理に伴い、住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法に基づく「避難指示」の発令または「警戒区域」を設定し、住民及び車両等の退避と立入りを禁止するものとする。
- (8) 情報の伝達
 - ア 不発弾等の処理作業の進行状況
 - イ 避難所における避難者の状況
 - ウ 交通機関停止及び道路交通規制等の状況
 - エ 駅等における乗客等の滞留状況
 - オ その他必要な情報
- (9) 報道機関に対しては、不発弾警戒本部等が取りまとめて対応するものとする。

3 海域における不発弾等の処理要領

海域の工事現場等における偶発的な不発弾等の処理要領は、次のとおりとする。

- (1) 海域で発見された場合の連絡先は佐世保海上保安部であるが、防災危機管理局が通報等により覚知した場合は、直ちに不発弾等情報収集体制をとり関係機関等と情報共有を図る。情報収集の結果、不発弾と判定され警戒対応が必要な場合は、不発弾警戒本部を設置し対応にあたる。

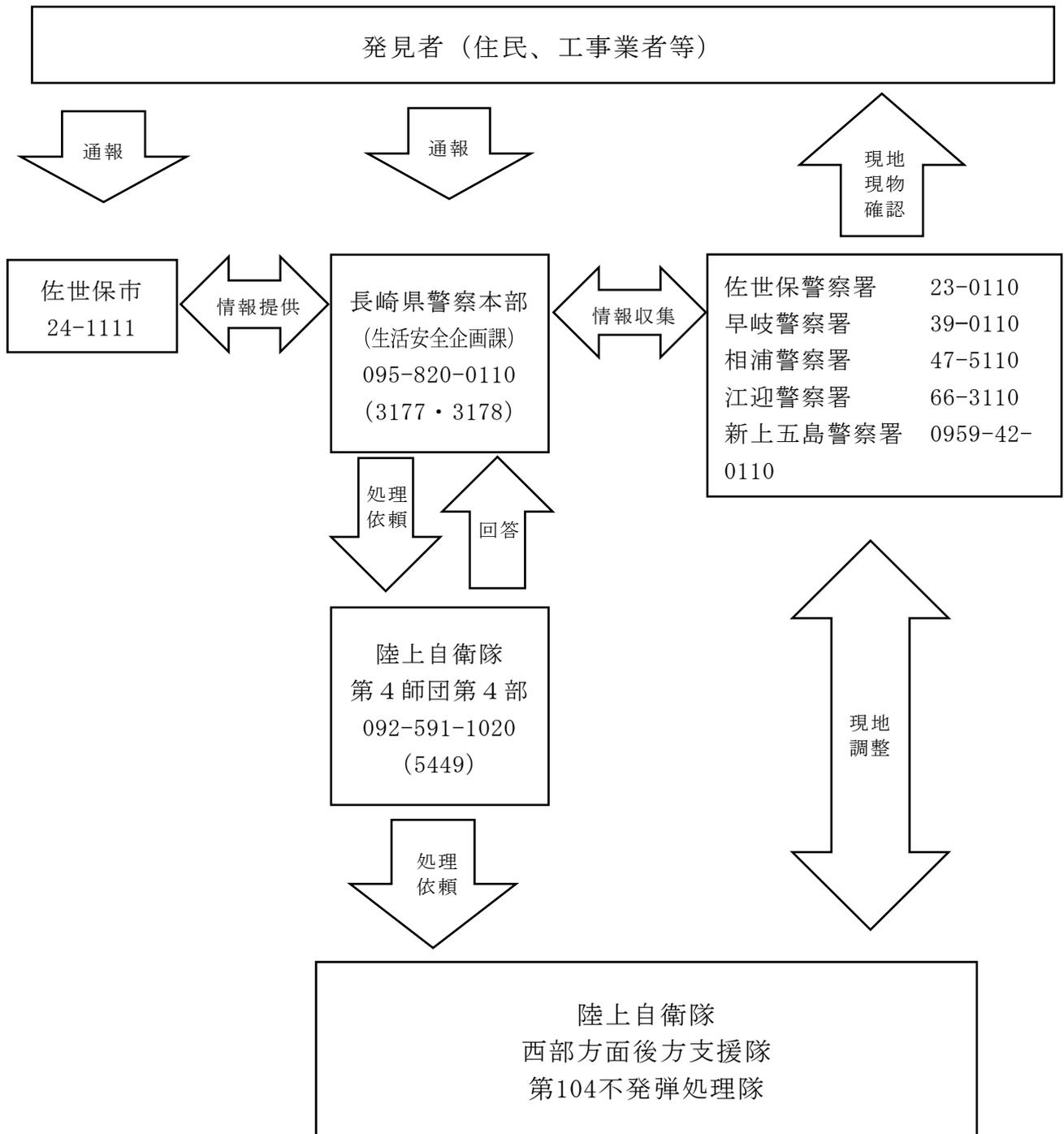
ただし、佐世保港港湾区域に係わる事案については港湾部、漁港区域に係わる事案については農林水産部、県管理水域については長崎県に係わるものとし、これら関係機関と連絡を密にし、情報共有に努める。また、佐世保港港湾区域のうち、西海市側一部の水域に係わる事案については、不発弾警戒本部等が西海市と調整を図るものとする。
- (2) 発見情報に基づき、必要に応じて所轄の警察署、消防局等の関係部局に連絡するものとする。なお、不発弾警戒本部を設置し避難対応等が必要な場合は、当該本部から議会及び自治会、町内会等へ連絡するものとする。
- (3) 米海軍佐世保基地及び自衛隊敷地に係る事案については、基地政策局を窓口として不発弾警戒本部等と連絡を密にし情報共有に努める。
- (4) 防災危機管理局は、処理に伴う危険区域の範囲が陸上にも影響し、住民等への対応が必要と判断される場合は、消防局へ依頼し消防隊による情報収集及び初動体制をとるものとする。
- (5) 不発弾等の除去及び処理については、国（自衛隊）の責務によって実施されるが、住民の安全対策等の対応については、市の責務として実施する。
- (6) 危険性が高く移動困難なものと判定され、不発弾の処理に伴い住民対応等の範囲が広範囲に及ぶ場合、または諸活動を円滑に実施するため必要がある場合は、不発弾対策本部を設置して関係機関等と協議し、撤去計画等を立て対策を行うものとする。
- (7) 上記のほか、海域から陸域に移動させた場合の不発弾等の処理については、陸域における不発弾等の処理要領を準用するものとする。

(8) 報道機関に対しては、不発弾警戒本部等が取りまとめて対応するものとする。

4 その他

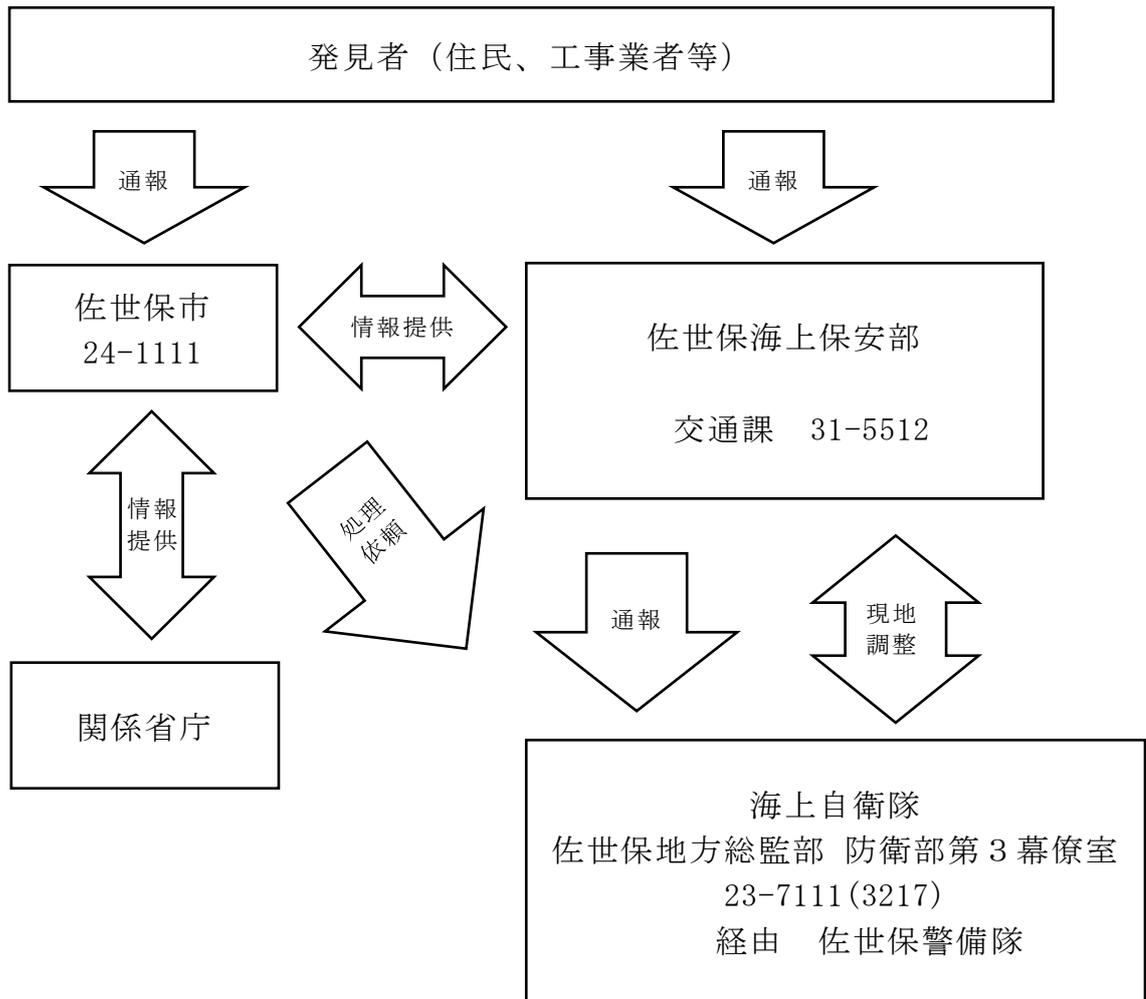
各関係機関の連絡網など不発弾等の対応に必要な事項に関しては、各関係機関において別途定めるものとする。

陸域における不発弾等事案の連絡系統図



※ 発見者から佐世保市へ通報があった場合は、直ちに警察機関へ連絡する。

海域における不発弾等事案の連絡系統図



※ 発見者から佐世保市へ通報があった場合は、直ちに佐世保海上保安部へ連絡する。

第28節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画

【市民生活部】

災害応急対策実施の万全を期するため、民間組織の協力体制を整備し、確立し、その活用をはかるため、下記のとおり計画する。

1 町内代表者（自治会長、町内会長、公民館長など）

災害時の救助活動を円滑に図るために必要に応じて、町内代表者の協力を要請する。

協力内容

- (1) 被災世帯の調査に対する協力
- (2) 救助物資の配布に対する協力
- (3) 避難の周知徹底及び避難者の炊出しに対する協力
- (4) その他災害応急対策の実施に対する協力

2 被災者の市民相談

- (1) 被災者の市民相談については、災害応急対策の一環として、住民からの各種相談、問い合わせ等に迅速かつ的確に対応する。
- (2) 災害対策本部と緊密な連絡をとり、必要に応じて、臨時の市民相談室を設置する。
- (3) 臨時の相談員は、市民生活部を通じて、行政相談委員の協力を要請する。

第29節 相互応援協力計画

【防災危機管理局・総務部・行政経営改革部】

災害が発生した場合において、災害対策本部長は応急対策、災害復旧対策を実施するために必要があると認める場合には、各機関に応援を要請する。

1 長崎県知事に対する要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、県知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施について要請する。

2 他の市町長に対する要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは災害対策基本法第67条に基づき、他の市町の長に対し職員の応援を求めるものとする。

なお、他の市町長から応援を求められた場合には、特別の理由がない限り、所要の職員を派遣するものとする。

県北振興局管内においては、市町が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、市町相互の応援について必要な事項を定めた「長崎県県北区域防災相互応援協定」を締結している。

3 職員の派遣要請

(1) 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する要請

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要なときは、災害対策基本法第29条に基づき、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し職員の派遣要請を行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣の斡旋要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、災害対策基本法第30条に基づき、次の事項を記載した文書をもって、県知事に対し、指定地方行政機関もしくは他の地方公共団体の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

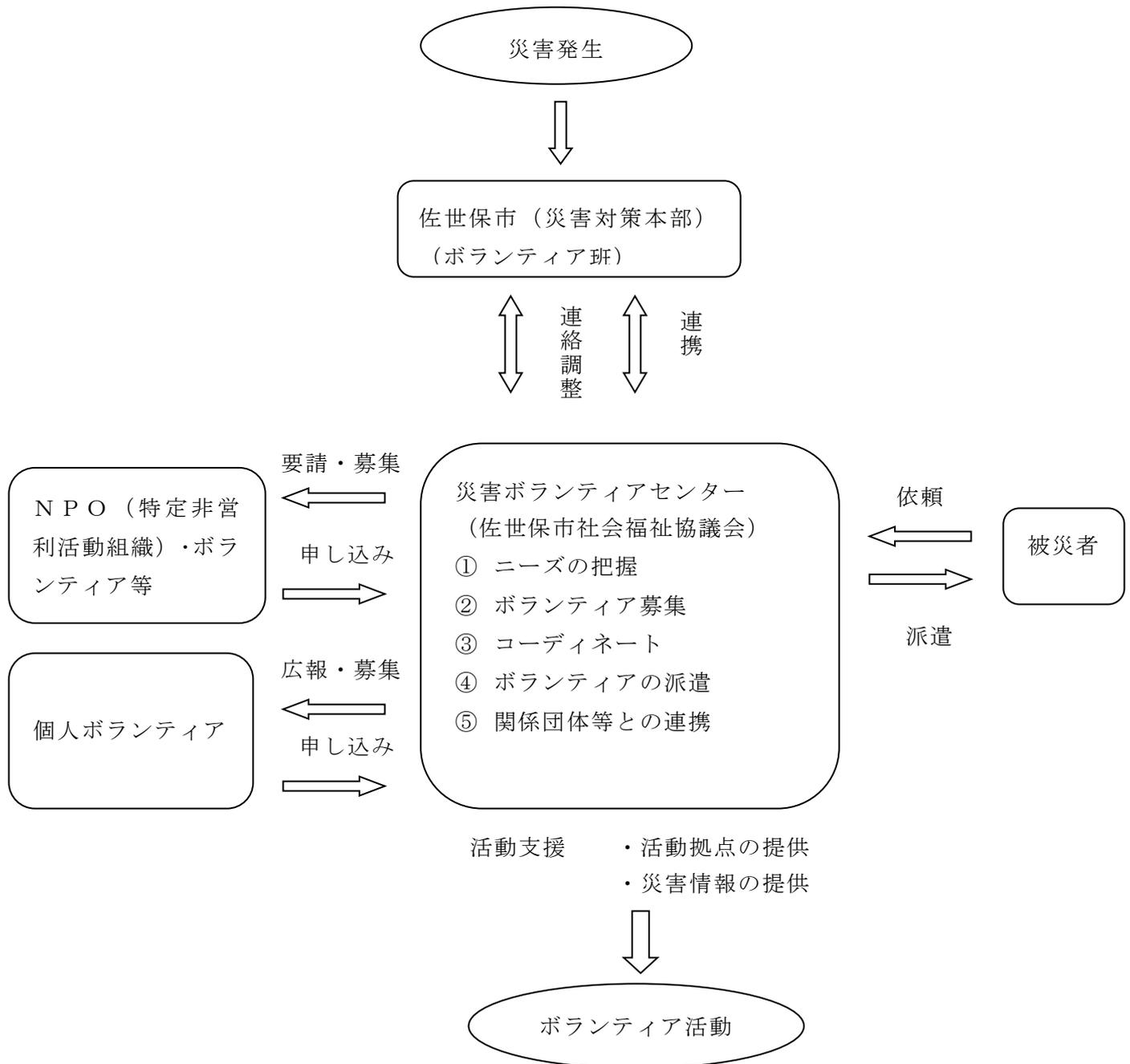
- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第30節 ボランティアに関する計画 【社会福祉協議会・保健福祉部・市民生活部】

災害の応急対策におけるボランティアの円滑な活動を支援するため、次のとおり計画する。

- 1 社会福祉協議会は災害の状況に応じて、ボランティア受付窓口の設置を市と協議検討し、窓口設置の場合は、連携してボランティアの受付業務や調整等にあたる。
- 2 ボランティアの活動状況に応じて、公共施設等を活動拠点として提供する。
- 3 災害情報を提供するなど円滑なボランティア活動を支援するとともに、ボランティアの自主的活動を尊重する。
- 4 多くのボランティアを必要とする場合は、ボランティア募集の広報を実施する。
- 5 災害時のボランティア活動については、「佐世保市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」及び「佐世保市社会福祉協議会災害時対応マニュアル」に基づくものとする。
- 6 日赤奉仕団
日赤奉仕団の協力を必要とするときは、日赤佐世保市地区事務局又は日赤長崎県支部若しくは日赤奉仕団委員長を通じて要請する。
協力内容については、次のとおりとする。
 - (1) 被災地の炊出しに対する協力
 - (2) その他救護活動の協力

ボランティア活動フロー図



第31節 犬猫等愛護動物対策計画

【保健福祉部】

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、環境衛生の維持及び動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、長崎県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、原則飼い主が実施するものであるが、安全性確保及び迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、長崎県獣医師会等関係団体と連携し、必要な動物の保護を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるとともに、動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、環境衛生の維持及び動物の愛護に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

3 動物愛護の活動方針

- (1) 長崎県災害時動物救護対応ガイドラインに基づき県動物救護本部が設置された場合、市は本部に参加し、連絡調整等の必要な業務を行う。
- (2) 長崎県獣医師会等関係団体を中心となり、被災動物の保護、救護を行う。
- (3) 市は、長崎県獣医師会等関係団体を支援する立場から、情報の提供、動物の保護及び医療の援護活動への応援並びに活動の拠点としての場の提供を行う。
- (4) 動物の保護及び動物医療に従事するものは、被災市民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。
- (5) 市は、市単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、県を通じて九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき幹事県に応援を要請する。

1 実施方針

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先とした施設復旧を行う。

2 実施内容

(1) 道路施設の応急対策

① 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、道路パトロール等により管理する道路の被害状況を調査し、緊急輸送道路など主要（幹線）道路を優先的に車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

② 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するため路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。

(2) 河川施設の応急対策

河川等の管理者は、第17節水防計画に基づき、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

① 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握

土木部は、県と協力して、土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。また、防災危機管理局は土木部と連携し、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

② 応急対策

土木部は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所はビニールシートで覆う等応急処置を行う。また、被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器の設置に努める。なお、異常が発生した場合には、防災危機管理局は土木部と連携し、避難指示が迅速に発令できるよう情報伝達を図る。

(4) 治山施設の応急対策

① 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

② 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため土木工業会、土木建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

③ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮する。

(5) 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の拠点施設や避難施設などとしての利用が想定されることから、各施設管理者は、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

(6) 港湾漁港の応急対策

① 応急対策

港湾及び漁港管理者は、管理施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害のおそれのある箇所への把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く、緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

② 応援要請

港湾及び漁港管理者は、応急のため、長崎県建設業協会佐世保支部等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

第33節 その他災害応急対策に必要な事項

【防災危機管理局】

1 応急公用負担（災害対策基本法第64条、第65条、第71条、第78条、水防法第21条）

(1) 公用負担を行使できる者

ア 物的公用負担

(ア) 知事 (イ) 市長 (ウ) 指定行政機関又は指定地方行政機関の長

イ 人的公用負担

(ア) 知事 (イ) 市長 (ウ) 警察官 (エ) 海上保安官

(2) 物的公用負担

応急措置を実施するため、緊急を要する場合当該地域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を公用令書（様式1）をもって使用し、若しくは収用することができる。また物資の保管命令については公用令書（様式2）をもって行うことができる。

(3) 人的公用負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合、当該地域内の住居又は当該応急措置を実施すべき現場にいる者を公用令書（様式3）をもって応急措置の業務に従事させることができる。

(4) 公用負担の変更及び取消

公用令書を交付した後当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、公用変更令書（様式4）又は公用取消令書（様式5）を交付しなければならない。

2 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は左上腕に（様式6）の腕章を着用する。

3 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面左側窓に（様式7）の標示をする。

様式 1

公 用 令 書							件名番号
住所							
氏名							
管理							
災害対策基本法第71条、第78条第1項の規定に基づき、次のとおり使用する。							
令和 年 月 分							収用
処分権者氏名							印
名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

様式 2

公 用 令 書					件名番号
住所					
氏名					
災害対策基本法第71条、第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。					
令和 年 月 分					
処分権者氏名					印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考	

様式 3

<p style="margin: 0;">公用令書</p>		<p style="margin: 0;">件名番号</p>
<p style="margin: 0;">住所</p>		<p style="margin: 0;">氏名</p>
<p style="margin: 0;">災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり</p>		<p style="margin: 0;">従事 協力 を命ずる。</p>
<p style="margin: 0;">処分権者氏名</p>		<p style="margin: 0;">印</p>
<p style="margin: 0;">従事すべき業務</p>		
<p style="margin: 0;">従事すべき場所</p>		
<p style="margin: 0;">従事すべき期間</p>		
<p style="margin: 0;">出頭すべき日時</p>		
<p style="margin: 0;">出頭すべき場所</p>		
<p style="margin: 0;">備 考</p>		

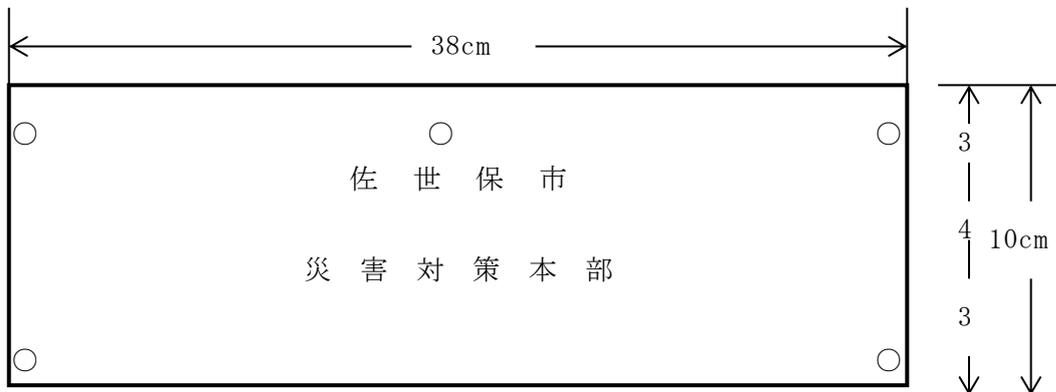
様式 4

<p style="margin: 0;">公用変更令書</p>		<p style="margin: 0;">件名番号</p>		
<p style="margin: 0;">住所</p>		<p style="margin: 0;">氏名</p>		
<p style="margin: 0;">災害対策基本法第71条、第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定 により、これを交付する。</p>				
<p style="margin: 0;">令和 年 月 日</p>				
<p style="margin: 0;">処分権者氏名</p>		<p style="margin: 0;">印</p>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">変更した処分の内容</p> </td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>			<p style="margin: 0;">変更した処分の内容</p>	
<p style="margin: 0;">変更した処分の内容</p>				

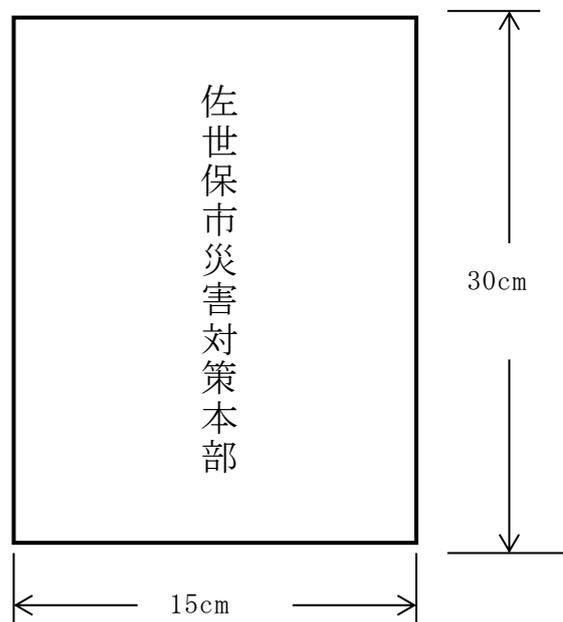
様式 5

公用取消令書		件名番号
住所		
氏名		
<p>災害対策基本法第71条、第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。</p>		
令和 年 月 日	処分権者氏名	印

様式 6



様式 7



第2章 地震災害応急対策に関する計画

大規模な地震が発生した場合、あるいは規模が小さくても本市の直下で発生した場合など、激しい振動が本市を襲った場合、本市は地形的に軟弱な地盤の箇所が多く、がけ崩れや地すべりなどの自然災害やライフラインの被害、さらに火災の発生などに伴う後続被害など各種の被害の発生が予想される。

地震被害は、一瞬のうちに多大な被害が同時多発的に発生することが、風水害等の他の一般災害と大きく異なることが特徴である。この地震災害応急対策に関する計画は、被害が発生した場合の本市及び各防災機関がとるべき応急対策について計画したものである。

- 第1節 組織動員計画（初動体制）
- 第2節 通信及び情報収集伝達計画
- 第3節 災害広報計画
- 第4節 避難計画
- 第5節 食糧供給計画
- 第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画
- 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画
- 第8節 応急仮設住宅建設、住宅応急修理及び建築物応急危険度判定計画
- 第9節 医療救護、防疫に関する計画
- 第10節 災害廃棄物処理計画
- 第11節 緊急輸送計画
- 第12節 交通応急対策計画
- 第13節 文教対策計画
- 第14節 避難行動要支援者対策計画
- 第15節 観光客対策計画
- 第16節 公安警備計画
- 第17節 水防計画
- 第18節 土砂災害危険箇所等災害応急対策計画
- 第19節 消防活動計画
- 第20節 救急業務計画
- 第21節 自衛隊の災害派遣要請計画
- 第22節 行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋火葬対策計画
- 第23節 電力施設災害応急対策計画
- 第24節 ガス施設災害応急対策計画
- 第25節 交通施設災害応急対策計画
- 第26節 海上災害応急対策計画
- 第27節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画
- 第28節 相互応援協力計画
- 第29節 ボランティアに関する計画
- 第30節 犬猫等愛護動物対策計画
- 第31節 公共施設の応急対策計画
- 第32節 その他災害応急対策に必要な事項

この計画は、突発的な地震が発生した場合において、市及び防災関係機関が、被害の拡大防止と応急対策に、万全を期するための組織及び編成について定めるものである。

1 初動体制

(1) 勤務時間内の体制

地震が発生した場合は、防災危機管理局が消防局警防課と調整を行うとともに、県危機管理課、警察、およびその他の機関との情報連絡を行って情報の収集・分析を行い、防災危機管理局長は市長に報告及び配備体制について具申する。

(2) 夜間・休日等の体制

地震が発生した場合は、予め指名された初動班は自主参集し、防災危機管理局と調整を行うとともに、警察、およびその他の機関との情報連絡を行って情報の収集・分析を行い、防災危機管理局長に報告する。防災危機管理局長は市長に報告及び配備体制について具申する。

2 佐世保市災害警戒本部の設置

本市に震度4の地震が発生した場合で、比較的平静であり、市内にほとんど被害が認められないときは、災害警戒本部を設置し、情報収集・被害状況の把握にあたる。

また、本市に地震が発生していない場合で、津波予報区（長崎県西方）に津波注意報が発表されたときは、必要に応じて災害警戒本部を設置し、情報収集・被害状況の把握にあたるものとする。

災害警戒本部の組織については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第1節 組織動員計画」に準ずる他、情報の収集、伝達及び連絡を円滑に実施するために、必要に応じ警戒本部長は、災害対策本部に準じた班の編成を行うものとする。

3 災害対策本部の設置

佐世保市災害対策本部の設置

市長は、地震により災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害応急対策を実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づき佐世保市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部の組織及び事務分掌は「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第1節 組織動員計画」に準ずる。

(1) 災害対策本部の設置基準

ア 本市に震度4以上の地震が発生した場合で、目に見える建物損傷や地形変化等があり、住民に混乱等が認められたとき。

イ 気象庁が津波予報区（長崎県西方）に大津波警報・津波警報を発表したとき。

(2) 災害対策本部の解散

市長は、災害の発生するおそれがなくなったと認められたとき、又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を解散する。

(3) 各機関への通報

災害対策本部を設置、または解散したときは、次に掲げる者に通報する。

ア 県知事

イ 警察署長（佐世保警察署、相浦警察署、早岐警察署、江迎警察署、新上五島警察署）

ウ 長崎地方気象台長

4 地区災害対策本部の設置

(1) 地区災害対策本部の設置

市長は、災害対策本部を設置したときは、情報の収集・伝達及び災害復旧等を円滑に実施するため、必要に応じ支所等に「地区災害対策本部」を設置する。

(2) 配備要員

ア 地区災害対策本部となる施設に勤務する職員

イ 初動班職員

地区災害対策本部の近隣に居住する職員の中から予め指名された職員

ウ 非常動員職員

ア・イの職員だけでは対応困難と災害対策本部が判断した場合に動員される職員

(3) 地区災害対策本部の任務

ア 消防団及び自治会（町内会）等との連携協調

イ 災害情報等の本部への報告

ウ 本部からの指示・命令、その他の情報の住民への伝達

エ 避難所及び、収容施設の開設・管理運営並びに本部との連絡調整等に関すること。

オ 飲料水・救援物資等の供給に関すること。

カ 救助・救護活動

キ 臨時市民相談室の開設に関すること。

ク その他の災害活動に関すること。

※その他詳細は災害時行動マニュアルに定めるものとする。

5 佐世保市業務継続計画・受援計画の実行

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第1節 組織動員計画」に準ずる。

6 災害対策本部の配備体制

本部は本部長の指令により、次の配備区分にしたがい、職員を配備し活動する。

	配備区分	配備基準	配備内容	配備要員
災害警戒本部	警戒配備	震度4の地震が発生した場合で、比較的平静であり、市内にほとんど被害が認められないとき	災害に対する警戒態勢	佐世保市災害対策本部規程第10条に係る要員の配備
災害対策本部	第1配備	震度4の地震が発生し、かつ局地的な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	各部、本庁及び各地区災害対策本部に連絡要員を配備し、情報収集及び応急対策活動にあたる。	課長補佐以上の管理職で、部局長が指名する職員
	第2配備	(1) 災害が発生し、または相当な災害が発生するおそれがある場合 (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合	各部、本庁及び各地区災害対策本部に応急対策のための要員を配備し、応急対策活動にあたる。	主査職以上の職員で部局長が指名する職員（各対策部のおよそ1/3を基準とし班ごとに指定する。）
	第3配備	(1) 大災害が発生し、または大災害が予想される場合 (2) 震度6弱以上の地震が発生した場合	全職員を配備し、本部の全活動にあたる。	全職員

7 職員の動員指令

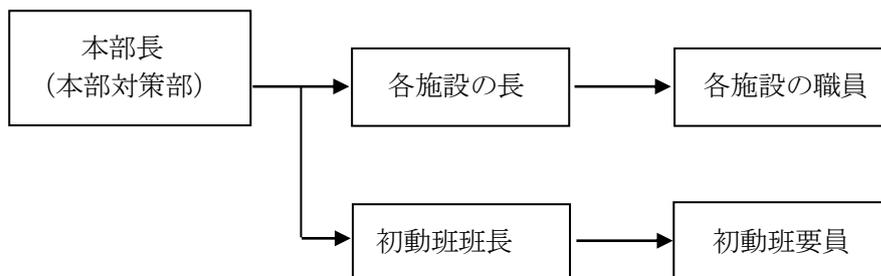
(1) 指示伝達系統

災害応急対策に必要な指示等に関しては、庁内放送または電話等その他の方法で迅速かつ確実に伝達する。

[災害対策本部]



[地区災害対策本部]



(2) 指示によらない参集

職員は勤務時間外、休日において、災害の発生を知ったとき若しくは災害対策本部の設置を知ったときは、動員指示を待つことなく、速やかに指定された場所に自主参集しなければならない。

ただし、交通機関の不通、通行不能などにより、指定された場所へ参集できない場合は、最寄りの各地区災害対策本部又は本庁へ参集しなければならない。

8 動員の対象者

本市に所属する全職員を対象とする。ただし次に掲げる職員については対象から外す。

- (1) 平常時における病弱者、身体不自由者等で応急活動を実施することが困難な職員
- (2) 発震時において、急病、負傷などで参集不能となった職員
- (3) 居住する家屋が延焼するおそれのある職員
- (4) 家族が被災した職員

9 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の職員の派遣協力を求めることができる。

10 関係機関との調整

本部対策部内に指定地方行政機関から派遣された職員との調整の場を設け、下記の内容について協議を行う。

- (1) 捜索・救出活動における活動範囲の調整
- (2) 各機関が保有する情報の共有及び災害対策本部からの情報提供

第2節 通信及び情報収集伝達計画

【防災危機管理局・長崎県・NTT西日本】

大災害発生後は、まず被害規模等の情報の収集伝達を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備し、あわせて人命の救助・救急・医療・消火活動を進めなければならない。被害情報や関係機関が実施する活動情報は効果的な応急対策を実施するうえで不可欠である。ここでは、災害発生時における各機関との情報伝達・相互連絡について計画する。

1 佐世保市防災行政無線

佐世保市全域に防災行政無線を用いて情報伝達を行う。

2 長崎県防災行政無線

長崎県災害対策本部及び災害対策地方本部等との情報伝達通信を行う。

3 非常無線通信体制

加入電話が使用できず、防災行政無線にも障害が発生し、使用不能になった場合には、九州地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信設備を使用して、災害に関する通信を確保するものとする。

4 地震情報等の受理、伝達、周知

(1) 地震情報等の受理

長崎地方気象台から伝達される地震情報は県災害対策本部において、受理した後、県防災無線によって本市災害対策本部（災害対策本部設置前においては、警戒本部または防災担当課）に伝達される。

(2) 地震情報等の伝達

情報の伝達は、次の手段を活用して、周知徹底を図る。

ア 広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。

イ 防災行政無線及びインターネット等を活用し、情報伝達を行う。

ウ 広報車（委託業者、消防、警察等）の活用を図る。

エ 非常用無線、消防無線等のあらゆる無線通信を用いる他、有線電話、携帯電話等も活用し、情報の伝達を行う。

オ 町内放送設備を有する地域では、防災行政無線の補完手段として活用を図る。

5 情報の収集

(1) 市の被害調査

市は、災害対策本部組織に基づき、人員・車両等の資機材を活用して被害状況の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、災害対策本部において24時間体制で各方面からの情報を整理・集約して、防災関連各機関に情報の提供を行う。

(2) 情報収集事項

ア 地震発災直後の場合

- (ア) 津波警報、津波注意報が発表されている場合は、沿岸水位の状況
- (イ) 火災の発生状況、延焼状況
- (ウ) 急傾斜地の被災状況、崩壊危険性
- (エ) 救助を要する人的被害状況
- (オ) 建築物の被災状況
- (カ) 道路、鉄道の被災状況
- (キ) 避難の必要性、避難状況
- (ク) ライフラインの被災状況
- (ケ) 観光客の状況
- (コ) 避難指示または計画区域設定状況

イ 地震発災直後の混乱が終了した後

- (ア) 被害状況の集約
- (イ) 被災者の状況
- (ウ) 後方救護の必要性
- (エ) 避難所の設置状況及び避難生活の状況
- (オ) 災害応急対策実施状況
- (カ) 生活必需物資の在庫及び供給状況
- (キ) 医療救護施設及び病院の活動状況
- (ク) 交通規制等道路状況
- (ケ) 緊急輸送実施状況
- (コ) 自衛隊活動状況
- (サ) 緊急要請事項など災害に対して取られた手段
- (シ) 災害に対してこれから取ろうとする措置
- (ス) 物資の価格、役務の対価動向
- (セ) 復旧見込など

(3) 情報収集手段

市災害対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織などを通じて、迅速な情報収集に努めるものとする。

また、インターネットを活用して広く情報収集する。

6 地震発生直後の情報等の連絡

市は、人的被害状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等について、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

7 応急対策活動情報の連絡

市は、県に対して「被害状況」「応急対策の活動状況」「対策本部設置状況」等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

また、市は、応急対策活動情報に関して、必要に応じて県と緊密に情報交換を行うものとする。

8 災害対策本部に対する報告及び要請

市災害対策本部は、県地方本部を通じて、必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告し、又は、要請するものとする。

報告及び要請すべき事項：①緊急要請事項 ②被害状況 ③市の災害応急対策実施状況

9 その他

報告の種類、要領及び内容については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第2節 通信及び情報収集伝達計画」に準ずる。

N T T西日本における通信の確保

1 通信サービス確保の基本方針

電気通信施設に災害等が発生した場合は、重要通信の確保に留意し、災害の現況、電気通信設備の被害状況に応じ、下記の復旧順位を参考として適切な措置をもって復旧に努める。

『復旧順位』

- (第1順位) 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関。
- (第2順位) ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体。
- (第3順位) 第1順位・第2順位に該当しないもの。

2 耐震対策（目標）

(1) N T T西日本の耐震対策は次の通信確保の指針に基づく

震 度 階	通 信 確 保 の 指 針
5弱、強	通信の運用上全く支障を与えないようにする。
6弱、強	通信の質の劣化が起こっても、途絶はさせないようにする。
7	通信網の大幅な機能低下を防ぐ。

(2) (1)の通信確保の指針に基づき、次の被災規模を想定し各設備の耐震対策を実施

震 度 階	所 外 設 備	所 内 設 備	建 物 等
5弱、強	一部の架空設備以外は 損傷を生じない	ほとんど損傷せず、地震 後も機能劣化を生じない	ほとんど損傷せず、通信 運用上支障を与えない
6弱、強	損傷を受けるが、地下 設備は軽微な損傷にと どまる	軽微な損傷にとどまり、 地震後は容易に正常な機 能に回復できる	修理可能な軽微な損傷に とどまり、通信に重大な 影響を及ぼさない
7	随所で損傷を受ける が、とう道は崩壊しな い	損傷を受けるが、主要設 備は早期に正常な機能に 回復できる	損傷を受けるが、倒壊、 崩壊しない

3 防災対策機器

ポータブル衛星

(1) 目的

災害及び異常故障により通信が途絶した場合に早急に回線を作成し、通信の確保を行うことを目的とする。

(2) 使用方法

ア 作成する回線

(ア) 特設公衆電話

(イ) 臨時電話回線

(ウ) I N S回線

イ 常設場所

ポータブル衛星 NTTフィールドテクノ長崎設備部

フィールドサービスセンタ長崎ユニット

連絡先：NTTフィールドテクノ長崎設備部

エリアマネジメント部門 エリアマネジメント担当 095-893-8059

第3節 災害広報計画

【総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局】

災害広報計画は、報道機関に対する情報発表と直接市民等に対する広報活動を行うための計画である。

1 報道機関に対する情報提供

災害対策本部又は災害警戒本部が設置された場合、広報担当班は各班と緊密な連絡をとり、災害の状況等を速やかに報道機関に連絡するものとする。

2 市民等に対する情報提供

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害対策本部又は災害警戒本部は、下記の要領によるものとする。

(1) 同報系防災行政無線による屋外拡声子局及び戸別受信機への一斉放送を行い、市民等への情報提供を行う。

(2) 報道機関による広報及び消防職員・団員による広報車での広報、ホームページや民間SNS、テレビのデータ放送等による情報発信を適宜行い、市民等への情報提供を行う。

なお、FMさせぼについては、災害緊急放送に関する協定により、本市域に災害（定義による）が発生し又は発生のおそれがある場合に他の放送に優先して臨時放送を行うことができるため、有効に活用する。

(3) 地域の防災拠点である支所・地区コミュニティセンター連絡網により町内会長等へ連絡・協力依頼し、町内会等が屋外拡声器を設置している場合は、それを活用してもらうなどして、市民等への情報提供を行う。

(4) 上記(1)～(3)の情報提供において避難等の指示が必要になった場合、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画」に基づき、特に指示を徹底する。

(5) 佐世保市防災情報メール、消防情報配信サービスの登録を推進する。

3 災害時の流言ひ語対策

災害が発生すると交通まひ、有線通信の途絶、停電による放送の中絶などによって、地域住民が必要以上に不安と焦燥にかられ、真相がつかめないために流言ひ語が飛び、デマが発生しやすいので、住民に対して短時間の内に的確に被害状況や対策の状況等を知らせることが大切である。

4 広報事項

(1) 地震発災直後の広報

ア 地震・津波に関する情報

ウ 避難指示・誘導

オ 人命救助協力の呼びかけ

キ 応急対策に関する状況

ケ 安否に関する情報

イ 混乱防止の呼びかけ

エ 火災情報・出火防止の呼びかけ

カ 被害状況

ク 避難場所等の情報

コ 二次災害の防止に関する情報

(2) その後の広報

ア 地震・津波に関する情報

ウ 応急対策実施状況

イ 被害状況

エ 交通機関の状況

オ 道路交通・河川被害状況

カ ライフラインの状況

キ 物資の供給状況

ク 防疫に関する事項

ケ 医療・給水実施状況

コ 一般的な住民生活に関する情報

5 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じて発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるような相談所を設置するものとする。

6 災害記録

被災地の状況を写真等の記録に残し、広報活動の資料とする。

第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関連機関】

災害が発生し、又は発生するおそれがある危険地域の居住者、滞在者、その他の者の生命身体の安全を確保するための計画とする。

なお、本節に記載のない事項については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画」に準ずる。

1 避難の指示誘導

地震等災害時、以下のような状況が認められる場合、当該地域の住民に対して、避難のための指示を行う。

- (1) 津波の発生により、住民等の生命及び身体に対する危険が予測される場合。
- (2) 同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合。
- (3) ガス等の流失拡散により広域的に人命の危険が予想される場合。
- (4) 崖崩れ、津波等が発生した場合、余震あるいは降雨等により二次的な水害、土砂災害等の危険が予想される場合。
- (5) その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められる場合。

2 避難の種別及び発令責任者

種別	発令責任者	状況
事前避難	市長	災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対して、県その他関係機関の意見を聞いて発令する。
緊急避難	市長 市長において立退きの指示ができないとき又はそのいとまがないと認めるときは、消防長は市長の権限を代行することができる。 ただし、この場合速やかに市長に報告しなければならない。	災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対して発令する。
収容避難	市長	避難後において、その避難所が更に危険な状態になったため、他の安全な場所に集団で緊急避難させる必要がある場合に発令する。

3 その他の実施者

- (1) 警察官または海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条など）
市長が避難の指示をすることができないと認められるとき、または市長からの要請があったときは、警察官または海上保安官は住民等に対して避難の指示を行う。
- (2) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で警察官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している者に対し、避難の措置を講ずる。

(3) 県知事又はその命を受けた職員（災害対策基本法第60条）

災害の発生により、本市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難の指示をする。

また、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認められる場合は、水防法第22条または地すべり等防止法第25条に基づき、知事またはその命を受けた職員が避難の措置を講じる。

4 避難の指示の伝達

(1) 伝達方法

ア 警報の伝達は、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画第1表」の伝達系統による。

イ 避難警報は、防災行政無線によるサイレン及び放送、警鐘による信号、有線放送、テレビ、ラジオによる放送又は消防車、広報車による広報等によって関係者に周知徹底する。

ウ その他状況に応じ消防職員・団員を派遣し、携帯マイク等によって戸別毎に警報の周知徹底を期する。

(2) 伝達事項

ア 警報の伝達は、関係住民に正確かつ迅速に伝達するとともに避難すべき事態その他必要な事項を簡潔に理解させなければならない。

イ 主な伝達内容は次のとおりとする。

(ア) 予想される災害及び避難立退きの理由

(イ) 避難場所及び避難経路

(ウ) 避難時の留意事項

(3) 避難信号

避難信号は、次のとおりとする。

種別	サイレン信号	
高齢者等避難	チャイム	音声
避難指示	サイレン	音声
緊急安全確保	サイレン	音声
備考	収容避難は口頭指示とする。 信号継続時間は適宜とする。	

5 避難の誘導

(1) 避難者の誘導は、地区対策本部及び消防職員・団員が中心となり、警察官等と緊密な連絡体制のもとに安全かつ迅速に行うこと。

- (2) 避難場所等に誘導する場合は、万全の安全を考えてその地域の実情に応じ、避難経路を2ヶ所以上選定しておき安全度及び道路の状況を適宜判断して、できるだけ広い道路を選び、がけ下や河の土堤、石垣等崩壊しやすい経路は避け、安全な経路を誘導する。
- (3) 避難の際の心得を平素から自主防災活動やリーフレット等により、一般に周知徹底を図る。

6 避難の順位

- (1) 避難の順位はいかなる場合においても乳幼児、一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者、病人、身体障がい者等の要配慮者を優先して行うものとする。
- (2) 地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の住居者の避難を優先するものとする。

7 避難所等の指定

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画」参照

8 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

- ア 施設等の避難所については、災害種別・規模・状況に応じて、適宜選定し開設する。
- イ 施設等に避難所を開設した場合は、当該避難所に市の職員（避難所運営責任者及び運営要員）を置き運営にあたる。
- ウ 避難所運営責任者及び運営要員は自治会、消防職（団）、警察官と緊密な連絡体制のもとに避難者の収容及び対策本部との連絡にあたる。

(2) 避難所の運営

- ア 避難所運営責任者及び運営要員は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期するものとする。
- イ 避難所運営責任者及び運営要員は災害対策本部との連絡調整を行うとともに、避難所における物資の供給、生活環境の確保、その他避難生活に関わる状況について記録し、関係者で共有するよう努める。
- ウ 避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、要支援者の所在把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるように連絡調整を行う。
- エ 避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引（マニュアル）を作成し、避難所の運営基準や取組方法を明確にしておくものとする。
- オ 避難所となる施設管理者は、平時より避難者の安全確保のための施設管理及び避難所運営に必要な資機材管理への協力を行うものとする。
- カ 被災者が一定期間滞在する避難所の運営にあたっては、関係職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、避難者の良好な生活環境が確保されるよう努めるものとする。また、運営方針決定に女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。
- キ 市は、災害の発生時において、NTT西日本の協力の下、被災者等の通信の確保を目的として、事前に設置している特設公衆電話の利用を開始する。

(3) 避難所の感染症対策

避難所におけるインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行拡大を防止するため、以下の点に留意して感染症対策に努めるものとする。

ア 発災した災害や避難者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

イ 避難者の健康状態の確認については、保健福祉対策部と適切な対応を事前に検討しておくとともに、「避難所開設時における感染症対策マニュアル」の内容も参考として、避難所到着時に実施する。また、避難生活開始後も定期的に避難者の健康状態を確認する。

ウ 避難者や、避難所運営に関わるスタッフは、頻繁に流水と石鹼を用いた手洗いや、手指消毒を行うとともに、咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底する。

エ 避難所内では、密閉・密集・密接の3条件に該当しないよう配慮し、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

オ 避難所における複数の人の手が触れる場所・物品等の清掃消毒については、定期的に洗浄、消毒するなど、避難所の衛生環境を可能な限り整える。

カ 避難中、発熱等の症状が出た者に対する専用スペースを確保する。また、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレの確保に努める。その際、専用のスペースやトイレまでの動線については、一般の避難者と分けるよう努める。

(4) 避難者名簿の作成

避難所運営責任者及び運営要員は避難所に避難した被災者の氏名、性別、支援の必要性の有無等を把握し、避難者名簿を作成する。

(5) 安否情報の提供

被災者の安否に関する情報について照会があったときは、災害対策基本法第86条の15の規定に基づき、安否情報を回答することができるものとする。この場合においては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

9 避難所に収容する者の範囲

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

10 避難の事前準備と留意事項

(1) 事前準備

ア 火気の取扱いに常に注意し、避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。

イ 会社、工場等にあつては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万全の準備を行うこと。

ウ 浸水による油脂類の流出防止、カーバイト、生石灰、放射性物質等危険物の安全管理及び電気、ガス等の保安措置を講じておくこと。

エ 病院、福祉施設及び宿泊施設等多数の者を収容している施設にあつては、平素綿密な計画を樹立し、消防その他関係機関との連絡のもとに訓練を実施し、避難体制の万全を期すること。

(2) 避難時の留意事項

ア 避難にあつては食糧、水筒、手袋、チリ紙、必要最小限度の着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等も携帯すること。

イ 服装は軽装とし、素足をさけ、必ず帽子・頭巾等をつけ、大量の荷物は持ち出さないこと。

11 帰宅困難者対策

市は、交通機関等の途絶等による帰宅困難者、徒歩帰宅者に対しては、次のようなことに配慮して安全確保及び帰宅支援に努める。

- (1) 交通機関運行状況、道路被災状況等の情報提供
- (2) 事業所に対して従業員の無理な帰宅の抑制、事業所残留者に対する食糧、飲料水の備蓄、就寝場所の提供等の支援の指導
- (3) 徒歩帰宅者に対して協定に基づく食糧、飲料水、トイレの提供等の支援要請

12 津波に対する避難対策

(1) 津波浸水予測地域内の住民等は、津波浸水予測地域外の避難所、または高台等の安全な場所へ迅速に避難することを基本とする。なお、津波浸水予測地域外への避難が遅れた住民、避難する時間的猶予がない住民等については、近くの高台地または堅牢な高い建物内に一時的に緊急避難するものとする。

(2) 市は、津波による被害から住民等の安全を守るため、津波予測高さから余裕をもった海拔に位置する場所に、避難所等を開設するものとする。

13 学校等の避難対策

引率者は、校長の指示を的確に把握して、校舎配置別又は学年別を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

14 船舶の避難対策

(1) 船舶の避難対策については、海上保安部で行う。

(2) 船舶及び港湾施設において避難を必要とする場合は、海上保安部において早急に関係者に対して避難の勧告を行い、荒天準備の指導と避難状況を把握する。

(3) 佐世保港長は、特に必要があると認めるときは特定港（佐世保港）内に停泊する船舶に移動を命ずる。

15 避難所以外の避難者への対応

車中泊避難者や避難所に滞在することができない在宅避難者など避難場所以外の避難者に対しても、食糧・物資等の提供や情報の提供など必要な支援に努めるとともに、車中泊の避難者に対しては、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

第5節 食糧供給計画

【市民生活部・農林水産部・財務部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第5節 食糧供給計画」に準ずる。

第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

【市民生活部】

大地震の発生による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品不足をきたした場合、市は一時の急場をしのご程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し応急的な保護の措置をとるものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき県知事の指示により実施するものとする。

実施については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画」に準ずる。

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画」に準ずる。ただし、下記の項目を除く。

3 下水道

下水道管渠の災害についてはその管布設地区を監視し、復旧作業については必要に応じ佐世保管工事協同組合等の協力を要請するとともに、上水道と同時復旧を期す。

下水道の終末処理場、中継ポンプ場及びマンホールポンプ施設の防災計画は、次のとおりとする。

(1) 終末処理場

ア 停電に対する応急対策

(ア) 24時間常駐体制の終末処理場（中部下水処理場）

(イ) 非常駐体制（夜間無人）の終末処理場（西部下水処理場・針尾下水処理場・江迎浄化センター）

下水処理場は、下水道の根幹を担う重要施設であり、主要な設備を電動機によって運転しているため、停電による運転停止が最も憂慮される。そのため、停電の際は各処理場に配置された非常用自家発電機を自動始動させ、水処理を継続させることを第一とし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、冷却水の断水等による不慮の発電機停止に備え、九州電力(株)と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水と処理を継続させるものとする。

イ 施設損壊に対する応急対策

水処理施設、汚泥処理施設のコンクリート構造物の接続箇所の破損により、地下構造物内に地下水・土砂等が侵入し、揚水ポンプや電動機の運転に支障をきたすことが考えられるため、既設排水ポンプを使用し、さらに必要に応じてサンドポンプ、発電機等を設置し、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て排除するものとする。また各種機械設備は、配管接続部等の破損により一時的に運転停止することが考えられるが、軽微な被害に対しては、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て速やかに復旧し、早期の運転再開を図るものとする。

(2) 中継ポンプ場

ア 停電に対する応急対策

(ア) 非常用自家発電機を有する中継ポンプ場（平瀬P、大塔P、立神P、鹿子前P、天神P、船越P、相浦P）

非常用自家発電機を有する中継ポンプ場は、排水区域が広く汚水流入量が多いため、停電による運転停止が最も憂慮される。そのため、停電の際は非常用自家発電機を自動始動させ、揚水を継続させることを第一とし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、冷却水の断水等による不慮の発電機停止に備え、九州電力(株)と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

(イ) 非常用発電機を有しない中継ポンプ場（クルールの丘1号P、クルールの丘2号P、長坂P、北平P）

非常用自家発電機を有しない中継ポンプ場は、比較的汚水流入量は少ないものの、停電によりただちに運転が停止することが憂慮される。そのため、停電の際は施設優先度に応じて可搬式発電機を巡回設置し、揚水を断続的に行うこととし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、九州電力㈱と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど、適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

イ 施設損壊に対する応急対策

ポンプ場のコンクリート構造物の接続箇所の破損により、地下構造物内に地下水・土砂等が侵入し、揚水ポンプや電動機の運転に支障をきたすことが考えられるため、既設排水ポンプを使用し、さらに必要に応じてサンドポンプ、発電機等を設置し、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て排除するものとする。また汚水ポンプ送水管の接続部分の破損による漏水が考えられるが、軽微な被害に対しては、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て速やかに復旧し、早期の運転再開を図るものとする。

(3) マンホールポンプ施設（東浜M.Pほか）

ア 停電に対する応急対策

小規模の排水区域を担うマンホールポンプ施設は、汚水流入量が少ないものの、非常用自家発電機がないため、停電により運転がただちに停止することが最も憂慮される。そのため、停電の際は施設優先度に応じて可搬式発電機を巡回設置し、または民間と連携しながらバキューム車での水替を行うなどの対策により、揚水を断続的に行うこととし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、九州電力㈱と密接な連携を保ち、適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

イ 施設損壊に対する応急対策

コンクリートマンホールや汚水ポンプ送水管の接続部分の破損による漏水が考えられるが、軽微な被害に対しては、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て速やかに復旧し、早期の運転再開を図るものとする。

第8節 応急仮設住宅建設、住宅応急修理及び建築物応急危険度判定計画

【都市整備部】

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住宅を確保することができない者を収容するための応急仮設住宅を一時的に設置するとともに、公営住宅の応急修理を行い罹災者の居住安定を図るものとする。

また、余震等の二次災害による人的被害の発生を防止するため、県と連携を図りながら建築技術者等を活用し、被災建築物等の応急危険度の判定を速やかに行い、安全性を確認する。

1 応急仮設住宅

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第8節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画」に準ずる。

2 住宅の応急処理

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第8節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画」に準ずる。

3 建築物応急危険度判定

(1) 建築物応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことを言う。

(2) 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として都道府県知事が定める者を言う。

(3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

4 被災宅地危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定

災害対策本部が設置されるような規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図るため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地の危険度の判定表示等を行うことを言う。

(2) 被災宅地危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として都道府県知事が登録したものを言う。

第9節 医療救護、防疫に関する計画

【保健福祉部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第9節 医療救護、防疫に関する計画」に準ずる。

第10節 災害廃棄物処理計画

【環境部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第10節 災害廃棄物処理計画」に準ずる。ただし、「2 水害廃棄物について」は、下記のとおりとする。

2 水害廃棄物について

甚大な地震災害では、人命救助活動が初動となり、次に、避難所対応へと移り、特に、仮設トイレの手配、避難所ごみ対応が必要となる。概ね、発災1か月後から災害廃棄物処理業務が始まる。

第11節 緊急輸送計画

【西肥自動車・させぼバス・長崎県・地域未来共創部・土木部・港湾部・経済部】

災害における被災者の避難、応急災害対策要員の移送及び災害救助、災害応急に要する資材並びに緊急物資の輸送等の確実を期するため、車両・船舶及び船艇等をもって輸送を行うものとする。有事の際はこれらを有効適切に利用し、各作業の万全を図る。

ただし、本市の区域内で処理できないときは、県北地方本部を通じて県本部に応援又は斡旋の要請を行なう。

1 車両

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第11節 緊急輸送計画」に準ずる。

2 船艇

(1) 船舶

災害救助の実務に必要な人員、救援・復旧資器材、緊急物資等の輸送については、海上自衛隊（知事による要請）へ佐世保地区在籍補給艦及び輸送艦の派遣協力を要請する。また、海上保安部又は九州運輸局佐世保海事事務所にそれぞれ協力を求める。

加えて、市所有防災船「つくも」で輸送するほか、海運業者等にも協力を求める。

(2) 漁船

農林水産部（水産課）を通じ、漁業協同組合に協力を求める。なお、災害対策本部に属する各部や、市所有の車両、船艇で輸送力に不足をきたす場合は、各部の責任において調達し、事後速やかに本部対策班に連絡するものとする。

3 緊急輸送車両の確保

災害対策基本法第76条に基づき、交通規制が行なわれた場合、災害応急対策の実施責任者は緊急輸送車両として、県知事又は公安委員会へ申し出て、その確認を受け、緊急輸送車両確認証明書・同標章の交付を受ける。

4 緊急道路の確保

(1) 避難道路の確保

避難場所に至る道路について、家屋の密集地域を通過するものが多く、幅員も狭い場所が多い。また、急傾斜地の近くを通過するものもあり、地震による家屋の倒壊や崖崩れ、落石等による道路閉塞が予測される。

震度4以上の地震が発生した場合、これらの箇所に職員を派遣し、被害情報の収集にあたり、通行不能と判断される場合は、迂回路を指定し、直ちに佐世保市登録業者に復旧について要請する。

(2) 緊急物資輸送路の確保

ア 緊急物資輸送路としての条件等

(ア) 市域外の地域、他の市町村と本市を有機的に連絡できること。

(イ) 著名な道路であること。

(ウ) 有効幅員が広いこと。

(エ) 正常な都市機能の早期回復に便利であること。

イ 緊急物資輸送路の選定

上記アの条件を満たす路線として次の路線を選定する。

1	国道35号
2	国道202号
3	国道205号
4	国道204号
5	国道498号
6	国道384号
7	国道497号(西九州自動車道)
8	主要地方道 佐世保吉井松浦線
9	主要地方道 佐世保日野松浦線
10	主要地方道 佐世保港線
11	主要地方道 佐々鹿町江迎線
12	主要地方道 栗木吉井線
13	主要地方道 柚木三川内線
14	一般県道 佐世保世知原線
15	一般県道 松浦江迎線
16	一般県道 志方江迎線
17	臨港道路 倉島線
18	市道 潮見町12号線
19	市道 佐世保相浦循環線
20	市道 椎木大瀉町線
21	市道 大塔側道一号線
22	市道 大塔側道二号線
23	市道 尼瀉循環線
24	市道 尼瀉循環支線
25	市道 大和楠ヶ浦線
26	市道 西九州道側道一号線
27	市道 労災病院線
28	市道 万津町二号線

ウ 緊急物資輸送路の確保

上記②において、緊急物資輸送路として選定された路線については、その路線の管理機関と協力して、人員・物資の輸送に支障がないよう他の路線に優先し、復旧を図るものとする。

5 緊急物資輸送拠点の確保

緊急物資輸送路の接点となる相浦中里 I C 用地（道の駅「させぼつくす 99」）を、緊急物資の集積及び輸送の拠点として活用を図るものとする。

6 臨海部における緊急輸送体制の確保

臨海部における緊急輸送体制については、佐世保港三浦地区及び平漁港平地区（県営漁港）の各耐震強化岸壁と背後の埠頭用地のほか、周辺の広場などと機能連携させ、一体的な対策を講じるものとする。

なお、佐世保港における具体的運用については、別途「佐世保港における大規模地震対策に関する基本方針」に定める。

第 12 節 交通応急対策計画

【陸上自衛隊・長崎県・長崎県警察・土木部・消防局】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 2 節 交通応急対策計画」に準ずる。

第 13 節 文教対策計画

【教育委員会】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 3 節 文教対策計画」に準ずる。

第 14 節 避難行動要支援者対策計画

【保健福祉部・防災危機管理局】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 4 節 避難行動要支援者対策計画」に準ずる。

第 15 節 観光客対策計画

【経済部・市民生活部】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 5 節 観光客対策計画」に準ずる。

第 16 節 公安警備計画

【長崎県警察】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 6 節 公安警備計画」に準ずる。

第17節 水防計画

【長崎地方気象台・土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】

震災時水防計画は、河川、溜め池等の堤防等に大きな被害が広範囲に発生することが予想される為、引き続き大雨等への二次災害防止が必要である。

したがって、これには震災直後からの復旧工事の迅速化が要求されることから、復旧計画を作成して対処する。

これを行うためには、震災直後の徹底的な巡視調査を行う。

その他については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第17節 水防計画」に準ずる。

なお、応急対策用資機材の整備については、現行の水防倉庫等を活用し、地震被害にも対応できるような資機材の充実を図っていく。

第18節 土砂災害危険箇所等災害応急対策計画

【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会・消防局】

大規模な地震あるいは規模は小さくても本市の直下で地震が発生した場合、数多くのがけ崩れや陥没等が発生することが想定される。

1 警戒・避難・誘導対策

がけ地等の崩壊により、危険が予想される地区の住民に対しては、人命の安全を第一として、迅速かつ沈着に避難を行えるよう誘導を行なう。また、乳幼児、高齢者、身体障がい者などの自力避難が困難な要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

2 災害防止対策

(1) 崩壊地点の立ち入り制限

安全が確認されるまで、崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り制限などの必要な措置をとる。

(2) 捜索活動時の警戒

行方不明者の捜索活動、応急復旧活動工事にあたっては特に十分な注意、監視を行うものとする。

(3) 応急対策

安全が確認された後、直ちに二次災害防止のための土砂除去などの応急対策を行う。

その他については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 18節 土砂災害危険箇所等災害応急対策計画」に準ずる。

1 消防活動の準備

(1) 震災消防活動対策の目標

震災に対処するため、次に掲げる事項を計画、整備し、消防力を強化し、消防職員・団員の活動能力の向上を図るとともに、自衛消防隊及び住民に対する防災行動力の高揚等の施策を推進し、消防力の全機能を動員して震災活動の万全を期する。

ア 消防体制の総合化

市民組織、自衛消防隊、消防団等の協力体制を推進するとともに、消防機関との連携を確保し、消防体制の総合化を図る。

イ 消防団体制の強化

震災時における消火、人命検索及び救助活動などの消防技術の高度化を図るとともに、車両や装備品及び資機材を計画的に整備し、より機能性に富んだ消防団体制を構築する。

ウ 消防水利の整備

震災時には、消火栓による給水能力の低下が危惧されるため、河川や海水等の自然水利の活用のほか、重要な消防水利資源であり消防力強化の基盤となる耐震性防火水槽の計画的な整備促進に努め、強固な災害対応能力を保持する。

エ 消防活動体制の整備強化

消防活動の機動力を図るため、装備資機材等を充実し、広域応援体制の強化充実を確立する。

オ 救助体制の整備

多数の救助事象に対応するため、高度の知識、技術を有する救助隊員を指導育成し、救助救護資機材を整備し、人命救助体制の充実強化を図る。

カ 市民指導の推進

市民の自主救護能力の向上を図るため、応急救護知識、技術の普及活動を推進するとともに、救急資機材の備蓄を奨励する。

キ 消防団等の救護活動能力の向上

消防団や市民組織等における応急的な救護活動を促進するため、教育訓練等を充実・強化し、組織的な活動能力の向上を図る。

ク 要配慮者に対する救護体制の確立

心身障がい者や寝たきりの高齢者等要配慮者の安全を確保するため、地域協力体制づくりを推進するとともに、社会福祉施設等に対する指導を強化し、救護体制の充実を図る。

ケ 消防車両の整備

震災発生時に予想される火災等から、人命及び財産を保護するため、消防車両の整備を図る。

コ 消防用資機材の整備

震災発生時に予想される火災等から人命及び財産を保護するため、消火、救急、救助に活用する消防用資器材の整備を図る。

(2) 防災機関との連携

所掌事務の遂行にあたり、県、警察機関その他の防災関係機関と平素から密接に強調を保ち、震災消防対策及び活動の万全を期すよう努める。

(3) 資機材の調達等

震災時に使用し又は収用できる消防資機材及び車両等については、十分に調査し調達可能なものについては、権限を有する者と協議して迅速円滑な調達ができるように計画する。

2 消防活動の基本

(1) 消防活動の基本

ア 初動措置

震災時活動の指令が発令された場合は、別に定める初動措置を実施し、速やかに活動を開始する。

イ 活動の原則

同時火災、救急、救助事案が発生していることを前提に出動し、消防力を最大限に発揮して効果的な消火、救急、救助活動を行う。

ウ 情報収集及び伝達

(ア) 公共施設、通信機能及び民間連絡網等あらゆる手段により迅速に情報を収集し、情報の多ルート化を図る。

(イ) 収集した情報は、災害対策本部及び消防対策部へ必ず通報するとともに、必要に応じて各消防署及び消防団本部へ適宜伝達する。

(ウ) 災害情報を迅速的確に伝達するため防災関係機関と連携を図り、広報体制の強化に努める。

エ 通信統制等

(ア) 震災時における通信の効率性を高めるために、必要に応じ速やかに通信統制を行う。

(イ) 震災時における消防機関相互の連絡は、原則として有線通信を原則とする。

(ウ) 有線通信が不通の場合及び出場隊との通信は、無線通信とする。

(2) 消防活動の基準

ア 消防活動基準等の整備

震災時には、毒物、劇物、危険物、放射性物質等の漏洩、流出が予想されるため、これらの施設の安全化を図るとともに、効率的な消防活動を行うため、震災時活動の活動要領の基準等を地域の被害予想に対応して整備し、教育訓練等を徹底して職員等に活動要領の習熟を図る。

イ 基準等の適正化

消防活動に関する基準等は、消防力の態様及び防災力の総合的な充実等を考慮して、定期に適正な見直しを行う。

3 震災時の消防活動組織、編成等

(1) 震災時の消防活動組織、編成、任務

震災時の消防活動組織、編成及び任務等は、別に定める。

(2) 震災時の非常招集

震災時の非常招集は次による。

ア 震度5強の地震が発生したときは、近火信号サイレンを吹鳴し、第3配備非常招集を発令する。

イ 団員は、電気、通信等が広範にわたって途絶しているとき認められるときは、第3配備体制に入っているものとして行動する。

ウ 職員は、予め指定された者を除き付近の署所に、団員はそれぞれの詰所に参集する。

(3) 出動計画

震度5強の地震が発生したときは、初動時から臨機に対応し、火災消火体制を確立する。

(4) 他機関の応援出動要請

当市の消防力では対応が困難と認められるときは、相互応援協定、緊急消防援助、自衛隊派遣等を積極的に活用する。

4 活動計画の準用

震災時の消防活動計画は上記に定めるもののほか、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第19節 消防活動計画」に準ずる。

第20節 救急業務計画

【消防局・保健福祉部】

1 救急業務の基本

震災時の救急業務計画は、次により行う。

(1) 現場医療の充実

消火体制の確立により、震災初期の救急体制に係る不足を補うため、医師、看護師その他救急機関の要員及び搬送車両等を災害現場へ投入する体制を推進する。

(2) 応急救護体制の整備

多数発生が予想される救急・救護事象に対応するため、救急救護資機材の充実を図り、医療機関と連携した応急救護体制の強化を図る。

(3) 傷病者搬送体制の整備

傷病者の搬送の円滑化を確立するため、医療機関等と密接な連携強化を図り、効率的な搬送体制の整備を図る。

(4) 住民との協力体制

応急救護の知識の普及にあわせ、住民が救護所等で救急隊等との協同で応急活動に従事できるシステムを構築する。

(5) 震災時救急・救護体制の充実

震災時の多様な負傷に対応するため、救急隊員の技術の向上を図り、多数負傷者の発生に対応する救急・救護体制の充実を図る。

2 準用

本計画は、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第20節 救急業務計画」を準用する。

第 21 節 自衛隊の災害派遣要請計画

【陸上自衛隊・防災危機管理局】

地震災害に際し、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の計画である。

下記の項目を除き、「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 2 2 節 自衛隊の災害派遣要請計画」に準ずる。

5 自衛隊の自主派遣

要請を受けて行なう災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行なうことができる。

- (1) 大規模な地震が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行なう必要があると認められる場合。
- (2) 大規模な地震が発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 大規模な地震が発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (4) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。
- (5) その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

第 22 節 行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋火葬対策計画

【長崎県・長崎県警察・陸上自衛隊・海上保安部・消防局・市民生活部・保健福祉部・防災危機管理局】

この計画は、大規模地震発生時には、多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があり、長崎県地震等防災アセスメント調査による本市の被害推計は、建物大破棟数を 6,006 棟、死亡者数を 350 名と想定していることから、関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の捜索、遺体の処置・収容・埋火葬等の一連の業務を遅滞なく行うための計画である。

1 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、警察、自衛隊、消防、海上保安部等の協力の下に行う。

2 遺体の収容・処置

捜索等により発見された遺体について、収容、身元確認、遺族等への引き渡しを行うとともに火葬等の措置を行う。

3 遺体が発見されたときの取扱い

通常、病死の場合は医師によって死因を明確にするが、異状死（病死以外の死因）の場合は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第 4 条若しくは、刑事訴訟法第 229 条により、警察等が対応する。そのため自然災害で亡くなられた方については、すべての遺体を異状死として取り扱う。

(1) 遺体発見時の措置

遺体を発見した場合は、警察官、海上保安官等に引き継ぎ、引継を受けた警察官等は、遺体の調査又は検視を実施し、身元確認のための調査を行う。

(2) 身元の確認

身元が不明な遺体については、医療機関・安否不明者の家族等の協力を得て、身元確認を行う。

4 遺体の処置及び安置

(1) 遺体の収容場所

遺体の収容場所は、公共施設のほか、寺院、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、収容場所を確保する。なお、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所は、警察、関係機関と協議のうえ、収容場所を確保する。

(2) 遺体の検視及び検案

収容された遺体については、警察官等の遺体の調査又は検視等の手続きを経て、医師により検案が行われる。警察等による身元確認がなされた後に医師が死体検案書を作成する。

(3) 遺体の処置

死体検案書が作成された遺体については、必要に応じて医療関係者、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒、保存に必要な措置を施す。

遺体の保存にあたっては、遺族感情及び公衆衛生の確保に鑑み、市がドライアイス等の継続的な補充に努めることとする。

(4) 遺体の引き渡し

身元が確認された遺体については、速やかに遺族等に引き渡すものとし、身元が確認されない場合には、所定の手続きを経て、行旅病人又は行旅死亡人取扱法の手続きにより処置する。

また、遺体の身元が判明したものの、引取り者がこれを拒否した場合には、死亡地を管轄する市長がこれを引取り、墓地、埋葬に関する法律の手続きにより処置する。

(5) 遺体の収容・安置に必要な資機材の調達等

多数の死者が集中的に発生した場合の遺体の収容、安置に必要な資機材の調達や遺体搬送等について、市内の葬儀業者のみで確保できない場合は、災害時における協力に関する協定書に基づき、一般社団法人全日本葬祭互助協会に協力を要請する。

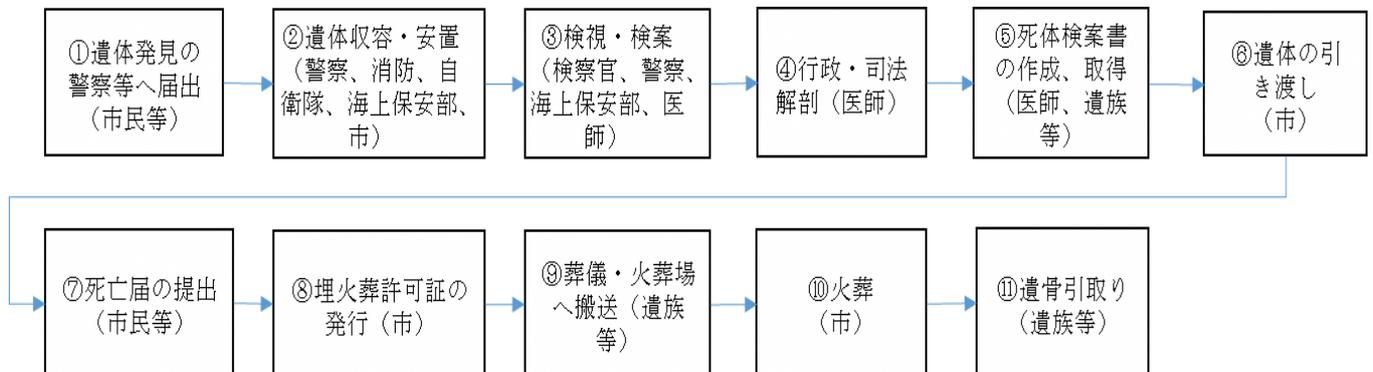
5 遺体の火葬等

火葬場の被害状況の把握及び応急復旧のため、発災後、火葬施設の安全及び機能の確保を行うものとする。

(1) 遺体の火葬は、火葬場で行い、施設の処理能力を超える場合は、長崎県県北地域防災相互応援協定及び長崎県広域火葬計画に基づき、周辺市町等の協力を得る。

(2) 災害による混乱のため、遺族による火葬ができない場合は、市が火葬を行うほか、棺、納体袋、骨つぼ等を支給するものとする。

異状死の場合における遺体発見から遺体引き渡しまでのスキーム図



第 23 節 電力施設災害応急対策計画

【九州電力送配電・九州電力】

電力施設災害応急対策については、九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所・九州電力株式会社佐世保営業センターが主体となり応急対策にあたるものとする。

その具体的事項については、九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所・九州電力株式会社佐世保営業センターの非常災害対策部運営基準によるものとする。

1 目的

この基準は、非常災害対策措置要則（系技則第 1 号）及び長崎エリア非常災害対策本部運営基準（送配長支則第 1 号）に基づき、佐世保配電事業所・営業センター非常災害対策部（以下対策部）の運営に関する細部取扱について定め、非常災害時における対策活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

本規定区分は、2 社共通規定（九州電力送配電株式会社及び九州電力株式会社に適用）とする。

2 適用の範囲

この基準は、非常災害の発生が予想される場合の事前準備及び対策部設置後の対策部の運営に関して適用する。

非常災害とは、次に掲げる事項に伴う大規模な供給支障、発電支障及び主要設備等の被害。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、火山噴火等異常な自然現象
- (2) 災害、爆発、油流出等重大な事故

3 非常災害に関する心得

非常災害対応時は、佐世保配電事業所、営業センターが連携して対策部を組織し、非常災害の予防及び復旧等、電力の安定供給に万全を期すこととする。

- (1) 対策要員は非常災害に当り、いかなる場合においても人身安全の確保を第一義として行動する。
- (2) 対策要員は、社会生活における電気の果たす役割の重要性を認識し、それぞれの任務に応じ、非常災害対策活動に全力を尽くすものとする。
- (3) 対策要員は非常災害対策活動において相互協力を旨とし、各対策組織及び組織間の応援業務に円滑に当たるものとする。
- (4) 対策要員は、別紙 1 「非常災害に関する対策要員の行動指針」を念頭におき、行動するものとする。

4 対策組織

4-1 対策組織の名称

機 関	対策組織の名称
本 店	非常災害対策総本部（総本部）
九州電力長崎支店／九電送配長崎支社	非常災害対策本部（対策本部）
佐世保配電事業所・営業センター※	非常災害対策部（対策部）

※対策部には、Q S S 佐世保 S C および Q N X 佐世保営業所を含む

4-2 対策部の構成と役割

- (1) 対策部の構成は、別表1「佐世保配電事業所・営業センター非常災害対策部構成表」のとおり、対策部長及び総括班、復旧班、広報班、支援班の4班で構成する。
- (2) 各班には班長、必要により副班長をおくものとする。
- (3) 各対策組織の役割は、別表2「対策組織の役割」のとおりとする。
- (4) 対策部長及び各班長は、対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行するものをあらかじめ定めておく。（別表5「非常災害対策部設置前及び設置後における各長不在代行一覧表」）

4-3 対策部会議

対策部には、重要な災害対策活動に関する事項を協議するための組織として、災害対策部会議を置く。

対策部会議は対策部長（配電事業所長）及び各班長等〔営業センター長、配電制御グループ長、託送業務グループ長、運営担当（管理副長）、指令担当（制御副長）、SC長、営業所長、営業センター副長〕をもって構成する。

4-4 対策組織の要員

各対策班は、要員を発令体制に応じて定め、かつ要員の住所、氏名、連絡方法を把握しておく。
各対策班標準要員

発令 \ 班	総括	支援	広報	復旧
準備体制	1名	1名	2名	7名
非常体制	全員	全員	全員	全員

5 防災体制の区分

非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が予想される場合	準備体制
災害が数時間以内に発生することが予想される場合、又は発生した場合	非常体制

6 防災体制発令措置（省略）

7 突発災害時の措置（省略）

8 対策部の運営（省略）

9 停電等に対する復旧見込み等の社外公表（省略）

10 事業所建屋被災時の対策部の運営（省略）

11 指令の使用区分及び指令者（省略）

- 12 指令伝達及び情報連絡ルート (省略)
- 13 事故、被害状況の報告 (省略)
- 14 非常災害に備えたその他の対策 (省略)
- 15 防災体制の教育及び訓練の実施 (省略)

第 24 節 ガス施設災害応急対策計画

【西部ガス】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 23 節 ガス施設災害応急対策計画」に準ずる。

第 25 節 交通施設災害応急対策計画

【土木部・JR九州・松浦鉄道・地域未来共創部】

被災地における交通物資輸送等を確保するため、それぞれ次の対策を講ずる。

1 道路対策

(1) 地震が発生すると盛土部の地割れ、路肩・斜面の崩壊、橋台・橋脚に切断、相対ずれなどの被害が生じることがある。

対策としては、速やかに被害状況を調査して本部へ報告するとともに、応急措置を講じる。

(2) 交通の確保が最重点であるので、応急手当て、仮復旧に全力をあげて迅速に処理する。

この場合、迂回路等の有無を十分に調査して、交通の確保に最善の方策を講ずる。

2 鉄道対策

(1) JR関係

JR九州は地震が発生したときは、異常気象時における列車運行の安全を確保するため、線路設備等の警備を行うとともに、必要な運転規制を行う。

また、災害発生時には、早期復旧を図るため次のように対処する。

ア 災害警備

地震が発生したとき、異常気象の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときは、必要な運転制限を行うとともに、災害の発生が予測される場合は、関係部長は関係社員を、地震その他の災害に対する線路、建造物、電力設備、信号保安設備等の警備に従事させる。

災害の発生が予想される箇所は、重点箇所に指定し、各箇所ごとに監視上の注意事項を定め、警備員に周知させる。

気象観測機器配備表

	地震計
長崎工務所	早岐

※地震時の運転規制

計測震度が基準値を記録した場合は、列車の徐行運転を行なう。

計測震度が基準値以上を記録した場合は、列車の運転を中止する。

イ 災害応急体制

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに列車の早期開通を図るため、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の分担は「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第25節 交通施設災害応急対策計画」参照。

ウ 災害応急復旧工事

J R九州の災害応急復旧工事は、災害の規模に応じて、請負工事とする場合がある。

エ 鉄道気象通報の伝達系統

J R九州の鉄道気象通報の伝達系統は「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第24節 交通施設災害応急対策計画」参照。

(2) 松浦鉄道株式会社関係

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第24節 交通施設災害応急対策計画」に準ずる。

3 相互連絡

鉄道事業者と市は相互に緊密な連絡を取ることとし、鉄道事業者は被災状況や応急復旧措置の内容について、市に対し速やかに通知する。

第26節 海上災害応急対策計画

【海上保安部・港湾部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第25節 海上災害応急対策計画」に準ずる。

第27節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画

【市民生活部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第27節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画」に準ずる。

第28節 相互応援協力計画

【防災危機管理局・総務部・行財政改革推進局】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第28節 相互応援協力計画」に準ずる。

第29節 ボランティアに関する計画

【社会福祉協議会・保健福祉部・市民生活部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第29節 ボランティアに関する計画」に準ずる。

第 30 節 犬猫等愛護動物対策計画

【保健福祉部】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 30 節 犬猫等愛護動物対策計画」に準ずる。

第 31 節 公共施設の応急対策計画

【全部局】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 31 節 公共施設の応急対策計画」に準ずる。

第 32 節 その他の災害応急対策に必要な事項

【防災危機管理局】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 32 節 その他の災害応急対策に必要な事項」に準ずる。